

25-D-1825
2026年3月26日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下の通り
サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに対する第三者意見、
及びサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社西武ホールディングス

サステナブルファイナンス・フレームワーク

新規

<サステナビリティ・リンク・ボンド原則及び
サステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ボンド原則及び
サステナビリティ・リンク・ローン原則に適合する。



発行体／借入人

株式会社西武ホールディングス（証券コード:9024）

評価対象

株式会社西武ホールディングス
サステナブルファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶ 1. 西武ホールディングスの概要

株式会社西武ホールディングスは、2025年12月期において同社及び連結子会社105社、持分法適用関連会社5社、持分法非適用非連結子会社2社の113社で構成される西武グループの純粋持株会社である。中核企業として株式会社西武不動産、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、西武鉄道株式会社を持ち、不動産事業、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業など多様な事業を展開する。

不動産事業では、西武鉄道沿線内外の商業施設や賃貸オフィスの運営の他、不動産回転型ビジネスを通じた保有アセットの価値向上を図る。ホテル・レジャー事業では、プリンスホテルブランドを軸に、国内外でホテルを運営し、その他、ゴルフ場やスキー場、レジャー施設なども展開している。都市交通・沿線事業では、西武鉄道を中心に鉄道・バス事業等を展開し、地域の移動を支えるとともに沿線価値の向上に取り組んでいる。その他事業では、地域交通・レジャー事業やプロ野球球団運営、イベント施設運営などを行うとともに、新規事業の創出に取り組んでいる。

2024年5月公表の「西武グループ 長期戦略 2035」では、不動産事業を核とした成長戦略を公表し、企業価値向上につながる成長投資を強化していく方針を打ち出している。

▶▶▶ 2. 西武ホールディングスのサステナビリティ経営について

西武グループの経営理念であるグループビジョンは、「でかける人を、ほほえむ人へ。」をスローガンに掲げ、地域・社会の発展、環境の保全に貢献し、安全で快適なサービスを提供することで、顧客の”行動”と”感動”を創り出すことを目指している。こうした顧客の”行動”を生み出し、その先にある”感動”の提供を通じて企業価値を創出し、持続可能な社会の実現と、不動産事業やホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業及びその他の事業の持続的な成長を図ろうとしている。

西武グループは、持続可能な社会の実現と同社グループの持続的かつ力強い成長を目指すための取り組みを「サステナビリティアクション」と呼び、長期目線での経済性・成長性と社会性の両立を目指すため、社会課題や同社にとってのリスク・機会を踏まえて6つのマテリアリティ（「脱炭素・資源有効活用」、「住みたいまち・訪れたいまちづくり」、「五感を揺さぶる体験創造」、「安全・安心なサービス提供」、「多様な人財の育成・活躍」、「コンプライアンスと協働」）を設定している。

さらに、西武グループは「長期戦略 2035」において、2035年度のありたい姿として「Resilience & Sustainability - 安全・安心とともに、かけがえのない空間と時間を創造する -」を掲げている。本戦略は、単なる財務目標の達成にとどまらず、社会的価値と企業価値の両立を目指す長期ビジョンである。

また、西武ホールディングスは、CEOを委員長・議長とするサステナビリティ委員会とその下にサステナビリティアクション推進者会議を設置して、環境・社会問題の解決に貢献する取り組みを体系的に進める体制を構築している。

▶▶▶ 3. SLBP 等との適合性評価の概要

本第三者意見書は、西武ホールディングスが策定したサステナブルファイナンス・フレームワークのうち、資金用途不特定型の資金調達を行う場合に対して、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則¹」、「サステナビリティ・リンク・ローン原則²」、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライ

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Sustainability-Linked Bond Principles 2024"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-linked-bond-principles-slbp/>

² Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

ン³] 及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁴」(総称して「SLBP 等」)の適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所 (JCR) は、SLBP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、西武ホールディングスのサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター (KPI)、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPT)、特性、レポート、検証について確認を行った。

西武ホールディングスは、本フレームワークにおいて以下の KPI を選定した上で SPT を設定した。

KPI ①	西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope1・2)	SPT①-1	2035 年度までに西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope 1・2) を 187,824 t-CO ₂ 以下 ^{*1} とすること
		SPT①-2	2040 年度までに西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope 1・2) を 159,998 t-CO ₂ 以下 ^{*2} とすること
KPI ②	CDP 気候変動スコア	SPT②	CDP 気候変動スコア リーダーシップレベル A または A- の獲得

※1 西武グループ環境負荷削減目標における CO₂ 排出量 2035 年度目標「2018 年度比 73%削減」を CO₂ 排出量 (t-CO₂) に換算した値

※2 西武グループ環境負荷削減目標における CO₂ 排出量 2040 年度目標「2018 年度比 77%削減」を CO₂ 排出量 (t-CO₂) に換算した値

本フレームワークで設定された KPI は、日本の温室効果ガス (GHG) 排出削減に寄与すること、CDP は世界最大の環境データベースを有しており、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであること、西武ホールディングスのマテリアリティの「脱炭素・資源有効活用」に沿うものであることなどを鑑み、有意義である。

本フレームワークで設定された SPT①は、同業他社、日本政府の目標、科学的根拠と比較して野心的な設定である。

SPT②について、CDP は回答企業における気候変動対応の高度化を踏まえ、評価基準が継続的にアップデートされており、「A-」以上は回答企業の中で「ベストプラクティスを実践する」ことが求められる。したがって、西武ホールディングスが今後「A-」以上の評価を継続して獲得するためには気候変動に関する戦略、方針、数値目標、及び個々の取り組みを継続してレベルアップすることから、本 SPT は野心性がある。

また、債券の法定開示書類又はローン契約書等において、SPT の達成状況により、財務的・構造的な特性を変化させる取り決めを行う予定であること、またその内容を同書類の中で特定する予定であることを確認した。また、SPT 達成状況に応じた財務的特性等との連動方法の設定、実行後のレポート内容についても適切に計画されている。

以上より、JCR は本フレームワークが SLBP 等に適合していることを確認した。

▶▶▶ 3. サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価等の概要

サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、西武ホールディングスが策定したサステナブルファイナンス・フレームワークのうち、資金用途特定型の資金調達を行う場合に対して、「グ

³ 環境省 サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁴ 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

リーンボンド原則⁵、「ソーシャルボンド原則⁶」、「サステナビリティボンドガイドライン⁷」、「グリーンローン原則⁸」、「ソーシャルローン原則⁹」、「グリーンボンドガイドライン¹⁰」、「グリーンローンガイドライン¹¹」、「ソーシャルボンドガイドライン¹²」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、本フレームワークのネイチャープロジェクトについては、Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide (SBN ガイド)¹³を踏まえ JCR が作成した評価手法に則り、ネイチャーファイナンスとしての適格性評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

西武ホールディングスは、マテリアリティに整合したプロジェクトを、本フレームワークの適格クライテリアに設定した（詳細は「評価フェーズ 1 l. 調達資金の使途」参照）。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果又は社会的便益が期待されるものであると評価している。

プロジェクトの選定プロセスは専門的な知見を有する部署の関与のもと進められる。調達資金は、確実にグリーン/ネイチャー/ソーシャルプロジェクトへ充当されるよう、管理体制が構築されている。レポートングとして開示される項目は環境改善効果及び社会的便益が示される予定となっている。以上より、JCR は西武ホールディングスにおける管理運営体制は適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」及び「SBN ガイド」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

⁵ ICMA "Green Bond Principles 2025"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

⁶ ICMA "Social Bond Principles 2025"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁷ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁸ LMA, APLMA, LSTA "Green Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁹ LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

¹⁰ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹¹ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹² 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

¹³ ICMA Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide
https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf?utm_source=ICMA+Total+Subscribes&utm_campaign=04c6e991f7-EMAIL_CAMPAIGN_2025+Principles+AGM+PR&utm_medium=email&utm_term=0_74a993020a-04c6e991f7-76046178

目次

第1章：評価対象の概要

- 1-1. 西武ホールディングスの概要
- 1-2. サステナブルファイナンス・フレームワークの概要

第2章：サステナビリティ・リンク・ボンド原則等との適合性について

- 2-1. 西武グループのサステナビリティ戦略
- 2-2. KPI の選定
- 2-3. SPT の測定
- 2-4. 債券/借入金の特徴
- 2-5. レポーティング・検証
- 2-6. SLBP 等への適合性に係る結論

第3章：グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則等との整合性について

■評価フェーズ1：グリーン性・ネイチャー性・ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

- 1. プロジェクトのグリーン性・ネイチャー性・ソーシャル性について
 - (1) 資金使途の環境改善効果について
 - ① グリーンプロジェクトについて
 - ② ネイチャープロジェクトについて
 - (2) 資金使途の社会的便益について
- 2. 環境・社会に対する負の影響について
- 3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

- 1. 目標
- 2. 選定基準
- 3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果

第4章：本第三者意見及び評価の結論

第 1 章：評価対象の概要

1-1. 西武ホールディングスの概要

事業概要

西武ホールディングスは、2025 年 12 月期において同社および連結子会社 105 社、持分法適用関連会社 5 社、持分法非適用非連結子会社 2 社の 113 社で構成される西武グループの純粋持株会社である。中核企業として西武不動産、西武・プリンスホテルズワールドワイド、西武鉄道を持ち、不動産事業、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業など多様な事業を展開する。

不動産事業では、西武鉄道沿線内外の商業施設や賃貸オフィスの運営の他、不動産回転型ビジネスを通じた保有アセットの価値向上を図る。ホテル・レジャー事業では、プリンスホテルブランドを軸に、国内外でホテルを運営し、その他、ゴルフ場やスキー場、レジャー施設なども展開している。都市交通・沿線事業では、西武鉄道を中心に鉄道・バス事業等を展開し、地域の移動を支えるとともに沿線価値の向上に取り組んでいる。その他事業では、地域交通・レジャー事業やプロ野球球団運営、イベント施設運営などを行うとともに、新規事業の創出に取り組んでいる。

■ 不動産事業

不動産事業では、開発・賃貸、投資運用、マネジメントを中心に事業を展開している。高輪・品川エリアをはじめとする不動産開発や、不動産回転型ビジネスにおける物件取得・バリューアップを行うほか、商業施設、駅構内・高架下店舗、賃貸住宅、大規模オフィスビルなど多様なアセットの保有・運営等を行っている。

■ ホテル・レジャー事業

ホテル・レジャー事業では、プリンスホテルブランドなどを軸に、国内外で保有・リース方式に加え、運営受託やフランチャイズ方式を活用したホテル及びレジャー施設の運営を行っている。国内ではプリンスホテルブランドで国内最大級のホテルチェーンを運営するとともに、海外ではハワイ、英国、アジア・オセアニア地域などでホテル・リゾート事業を展開している。また、ゴルフ場やスキー場、遊園地、水族館などのレジャー施設の運営も行っている。

■ 都市交通・沿線事業

都市交通・沿線事業では、西武鉄道を中心に、東京都北西部及び埼玉県南西部をはじめとして鉄道・バス業を展開している。公共交通として地域の移動を支えるとともに、駅ナカ店舗や沿線生活サービスなど、沿線価値の向上に資する事業も行っている。

■ その他事業

その他事業では、伊豆・箱根エリア及び滋賀県琵琶湖エリアにおける地域交通・レジャー事業、プロ野球球団「埼玉西武ライオンズ」の運営、多目的イベントホール「横浜アリーナ」の運営管理などを行っている。また、新たな成長分野の創出に向けた新規事業にも取り組んでいる。

2024年度の営業収益構成比率は、以下表に記載の通りである。

表 1：セグメント別営業収益及び営業収益構成比率（2024年度）¹⁴

（単位：百万円）

セグメント	営業収益	営業収益構成比率
不動産事業	480,608	51.9%
ホテル・レジヤ事業	241,259	26.1%
都市交通・沿線事業	152,667	16.5%
その他	51,297	5.5%
合計	925,832	100%
調整額	△24,701	
連結数値	901,131	

1-2. サステナブルファイナンス・フレームワークの概要

今般の評価対象は、西武ホールディングスが策定したサステナブルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークでは、以下を対象としている。

< 資金用途不特定型 >

- ・サステナビリティ・リンク・ファイナンス

< 資金用途特定型 >

- ・グリーンファイナンス
- ・ソーシャルファイナンス
- ・サステナビリティファイナンス
- ・ネイチャーファイナンス

本第三者意見書及び評価レポートは、上記対象のファイナンスに対して、以下の関連原則類への適合性を確認することを目的としている。

表 2：本フレームワーク対象のファイナンスに対する関連原則類

不特定/特定	原則類
資金用途 不特定型	サステナビリティ・リンク・ボンド原則 サステナビリティ・リンク・ローン原則 サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
資金用途 特定型	グリーンボンド原則 ソーシャルボンド原則 サステナビリティボンドガイドライン グリーンローン原則 ソーシャルローン原則

¹⁴ 西武ホールディングス 有価証券報告書より JCR 作成

	グリーンボンドガイドライン グリーンローンガイドライン ソーシャルボンドガイドライン SBN ガイド
--	---

第 2 章：サステナビリティ・リンク・ボンド原則等との適合性について

2-1. 西武グループのサステナビリティ戦略

グループビジョン

西武グループは、2006 年にグループビジョンを策定している。グループビジョンは、西武グループの経営理念を体現するとともに、従業員が取り組むすべての活動の出発点であり、目指すべきゴールを示すものとして定められている。これは、安全性や快適性の確保といった基本的な取り組みを着実に積み重ね、その先にある「感動」の提供を通じて価値を創出する企業グループであり続けようとする姿勢を表している。

グループビジョンは「グループ理念」、「グループ宣言」、「スローガン」で構成されている。グループ各社が目的意識を共有することで、シナジー効果を追求するとともに、それぞれの事業会社の営業目標・業務目標策定における統一的な指針とすることで、グループ一体となった企業価値の向上を企図している。

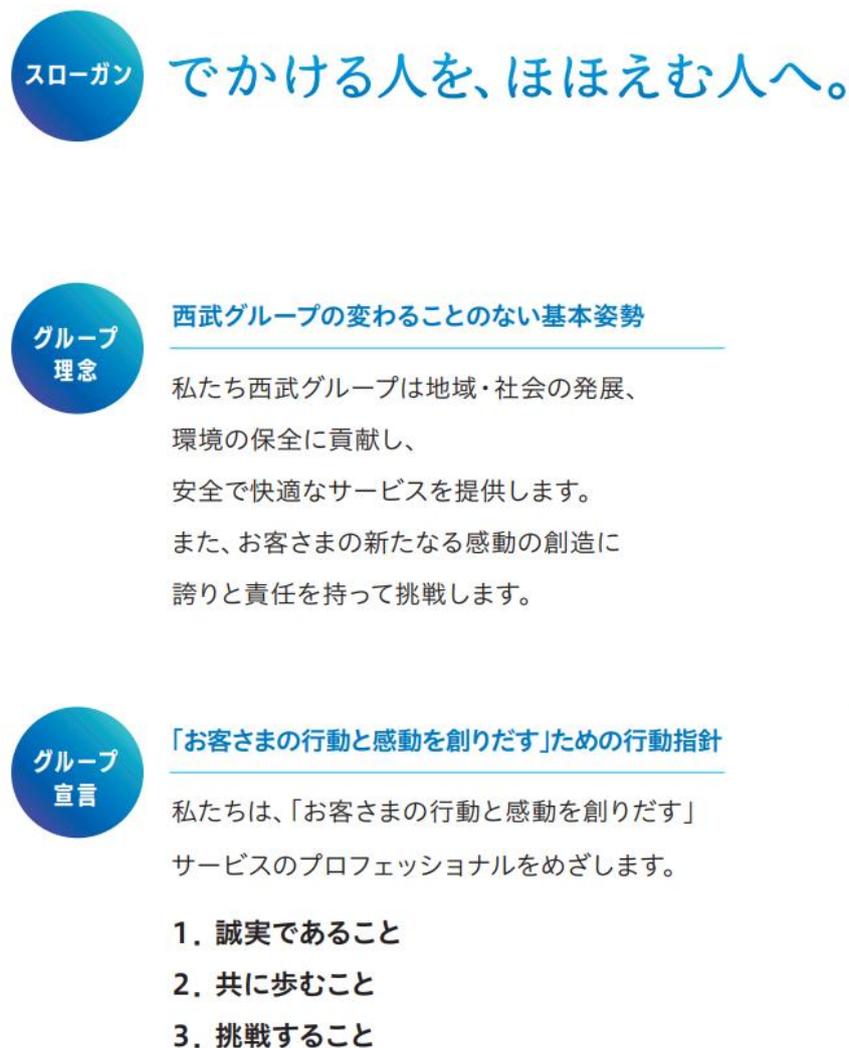


図 1：グループビジョン¹⁵

¹⁵ 出典：西武ホールディングス ウェブサイト
https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym19/187874/00.pdf

マテリアリティ

西武グループは、持続可能な社会の実現と同社グループの持続的かつ力強い成長を目指すための取り組みを「サステナビリティアクション」と呼び、長期目線での経済性・成長性と社会性の両立を目指すため、社会課題や同社にとってのリスク・機会を踏まえて6つのマテリアリティ（重要テーマ）を設定している。具体的に、例えば少子高齢化という社会課題に対しては、鉄道路線沿線における人口の維持・増加や、ホテル・レジャー施設、商業・オフィスなどの不動産施設を利用する関係人口の拡大といった同社の事業特性を踏まえながら、マテリアリティの特定を進めている。同様に、少子高齢化以外の多様な社会課題についても、事業への影響及び事業を通じた貢献の可能性を総合的に検討した上で、マテリアリティの選定を行っている。

マテリアリティ(重要テーマ)	対応する社会課題/リスク	機会	目指す姿	企業価値へのつながり	
成長	 脱炭素・資源有効活用 ▶P.48	気候変動への対応、生物多様性・生態系崩壊、環境破壊	循環型社会形成、森林活用、サステナビリティ意識高まり	常に自然環境、地球環境へ配慮し、脱炭素社会や資源循環型社会の実現に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源や食品等廃棄物利用による、コスト削減や収益機会拡大 設備の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入によるコスト削減や、資源価格高騰・炭素税導入等へのリスク低減
	 住みたいまち・訪れたいまちづくり ▶P.54	少子高齢化、IT/DX等技術革新、気候変動、地域経済の維持・成長、既存事業の競争激化、価値観・ライフスタイルの変容・多様化	競合他社との差別化、地域経済の維持発展による事業地域の活性化、定住人口・利用者増加、インバウンド増加、充実感の追求、価値追求消費の増加、自由時間の増加、サステナビリティ意識高まり	様々な暮らしの1シーンを彩り、住みたいなるまちづくりを行います。多様な人々を惹きつける、訪れたいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 沿線定住人口や来訪者増加による、お客さま接点拡大、収益最大化
	 五感を揺さぶる体験創造 ▶P.55	価値観・ライフスタイルの変容・多様化、IT/DX等技術革新	インバウンド増加、充実感の追求、価値追求消費の増加、自由時間の増加、サステナビリティ意識高まり	楽しみ、感動、興奮、生きがいを提供し、人々がほほえむ特別な時を創造します。	<ul style="list-style-type: none"> LTV(ライフタイムバリュー)、顧客ロイヤルティの向上による、収益力の安定化・規模拡大
基盤強化	 安全・安心なサービス提供 ▶P.56	サービス・商品の安全性、事故・災害防止、気候変動への対応、インフラ機能の維持、テロ・サイバー犯罪拡大、都市部への人口集中、少子高齢化、既存インフラ老朽化		常に安全を基本にすべての事業・サービスを推進し、すべての人に安心な日常を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 当社グループのサービスの根幹である「安全・安心」の提供を通じた、揺るぎない事業基盤の確立
	 多様な人材の育成・活躍 ▶P.39	従業員の労働環境・人権尊重、ダイバーシティ推進、人材育成・働きがい醸成、生産年齢人口減少・少子高齢化・健康寿命延伸、安全衛生・従業員の健康		個人がスキルを高め、働きがいのある組織づくりにより、はたらく人のほほえみを創出します。はたらく人の専門性を高め、プロフェッショナルな人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高度化をはじめとした個人の成長を、「組織の成長」につなげることによる、生産性のさらなる向上
	 コンプライアンスと協働 ▶P.57 ▶P.67	企業経営の透明性確保、法令・規則遵守・コンプライアンス、適時適切な情報開示、ステークホルダーとの対話・協働、人権・環境等へ配慮した調達		コンプライアンスを徹底し、経営の健全性・透明性を確保します。ステークホルダーとの対話を重視し、適切な協働に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの関係性向上、レピュテーションリスク低減等による、事業継続性の確保

図 2：マテリアリティ（抜粋）¹⁶

¹⁶ 出典：西武ホールディングス 統合報告書 2025
https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/187865/00.pdf

西武グループ長期戦略 2035・中期経営計画（2024～2026 年度）

西武ホールディングスは、2024 年度に概ね 10 年後の 2035 年度を見据え、アウトカム（ありたい姿）として「Resilience & Sustainability - 安全・安心とともに、かけがえのない空間と時間を創造する -」を実現すべく、「西武グループ長期戦略 2035」を策定している。長期戦略は、人口構造の変化や環境問題、デジタル化、地政学リスクなどの社会変化を踏まえ、不動産事業を核とした成長戦略を推進し、資本効率性の向上を通じて社会的価値・株主価値の最大化を目指している。

核となる不動産事業では不動産回転型ビジネスを通じた資産流動化と再投資を進め、ホテル・レジャー事業では国内外 250 ホテル体制の構築を目標とする。都市交通・沿線事業では、沿線価値向上と業務のスマート化に向けた投資を継続し、収益性の向上を図る。これらにより、2035 年度に営業利益 1,000 億円以上を目指す。

上記の成長戦略をベースに、アウトプット（顧客価値の提供）も重視しており、財務 KPI に加え、非財務 KPI として、安全安心確保指標（無事故目標等）、環境負荷低減指標（CO₂・廃棄物削減量等）などを向上させることで、アウトカムを実現させる。その結果、顧客、従業員、株主、地域社会などすべての関係者の満足度を包括的に向上させ、持続可能な成長を促進させることを企図している。



「中期経営計画（2024～2026 年度）」は、長期戦略における「種まき期」として、各事業戦略や人財戦略、デジタル経営を実行し、将来的なアウトプット（顧客価値の提供）及びアウトカムの実現に繋げることを企図して策定している。

¹⁷ 出典：西武ホールディングス 統合報告書 2025
https://ssl4.eir-parts.net/doc/9024/ir_material_for_fiscal_ym18/187865/00.pdf

西武グループ戦略体系

戦略全体について、前述の長期戦略と中期経営計画の前提になるものとして、グループビジョンとともにマテリアリティを上位概念として位置づけ、全施策においてマテリアリティを意識して事業活動を行っている。戦略全体の枠組みを明確にしたのが以下の図である。

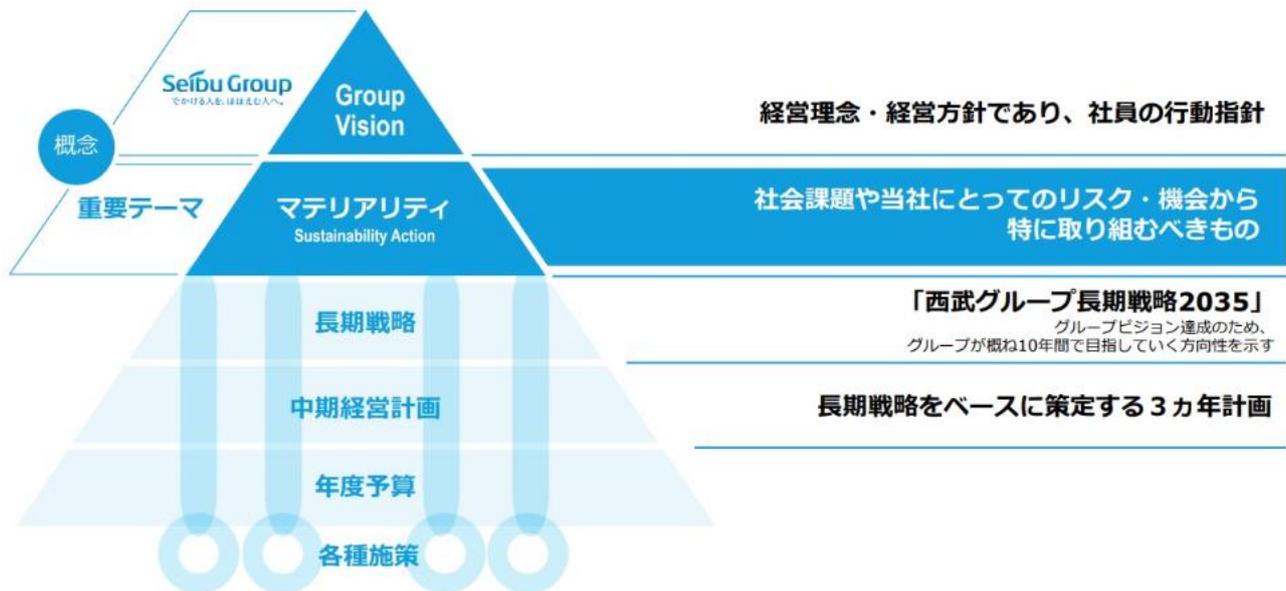


図 4：西武グループ戦略体系図¹⁸

脱炭素への取り組み

西武グループは、マテリアリティの「脱炭素・資源有効活用」の中で掲げる CO₂ 排出量削減に向けて、2022 年度に環境負荷削減目標として「CO₂ 排出量を毎年度前年度比 5%削減、2030 年度までに 2018 年度比 46%削減、2050 年度ネットゼロ」、「再生可能エネルギー導入率を 2030 年度に 50%、2050 年度に 100%」を掲げている。環境負荷削減目標の達成に向けて、「西武グループが描きたい 2050 年の社会イメージ」を整理しており、「使用エネルギーの削減」、「使用エネルギーの代替」、「排出 CO₂ の吸収」に適応した施策をグループ一丸で進める方針である。

¹⁸ 出典：西武ホールディングス ウェブサイト
<https://www.seibuholdings.co.jp/ir/management/plan/>

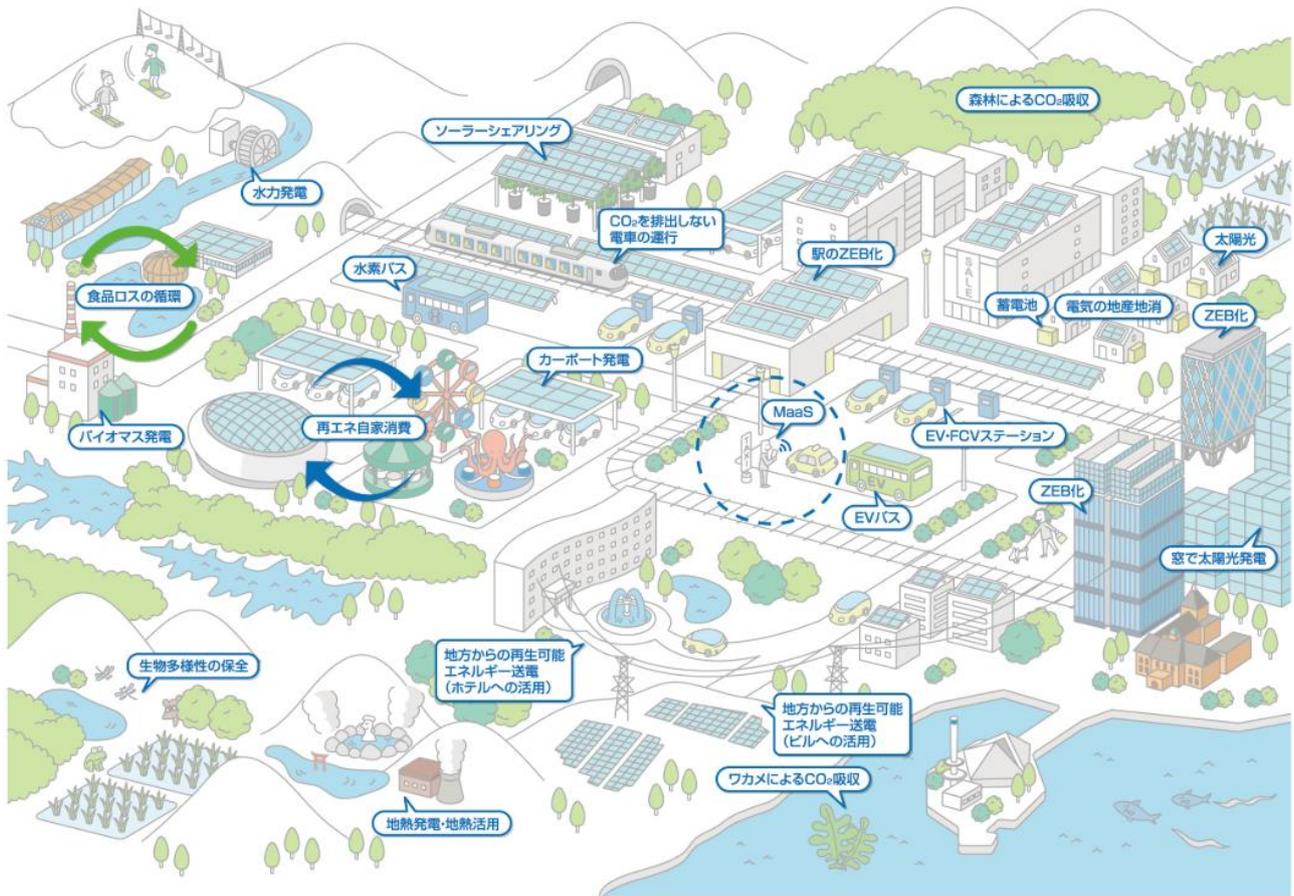


図 5：西武グループが描きたい 2050 年の社会イメージ¹⁹

西武グループは、目標に向けて、特に再生可能エネルギーによる電力調達や鉄道車両ならびに不動産施設の省エネ化を推進した結果、2024 年度実績で「CO₂ 排出量削減率：55.6%（2018 年度比）」、「再生可能エネルギー導入率：55.4%」となり、大幅に前倒して目標達成となった。

西武グループは、2050 年ネットゼロに向けて更に取り組みを推進するため、新たな目標として「CO₂ 排出量を 2035 年度までに 73%削減、2040 年度までに 77%削減（いずれも 2018 年度比）」を掲げ、上記のイメージに沿った対応を進めていく。

西武グループ環境負荷削減目標

CO₂排出量

長期目標：2050年度にネットゼロ

中期目標：2030年度までに2018年度比46%削減

2035年度までに2018年度比73%削減

2040年度までに2018年度比77%削減

短期目標：毎年度 前年度比 5%削減

※中期目標を前倒して達成済みの場合、短期目標も達成したとみなす。

図 6：西武グループ環境負荷削減目標²⁰

¹⁹ 出典：西武ホールディングス ウェブサイト
<https://www.seibuholdings.co.jp/sustainability/environment/>

²⁰ 出典：本フレームワーク

サステナビリティアクション推進体制

西武グループは、マテリアリティに係る取り組みであるサステナビリティアクションを持続的かつ体系的に推進するため、「西武グループサステナビリティアクション推進体制規程」を制定している。

規定に基づき、西武ホールディングス CEO を委員長及び議長とする「西武グループサステナビリティ委員会」を設置し、原則年2回の定例会議において、グループ全体のサステナビリティアクションの方針や各社の取り組み状況、気候変動リスク等への対応等について報告及び討議を行っている。

同委員会での内容は西武ホールディングス取締役会に報告されるとともに、実効性を高めるため、サステナビリティアクション推進部署代表者で構成される「西武グループサステナビリティアクション推進者会議」を通じて、グループ全体に情報共有と施策の展開が図られている。



図 7：サステナビリティアクション推進体制図²¹

²¹ 出典：西武ホールディングス ウェブサイト
<https://www.seibuholdings.co.jp/sustainability/management/>

2-2.KPIの選定

2-2-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、発行体／借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、発行体／借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

2-2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLBP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西武ホールディングスは、本フレームワークで以下の KPI（以下、個別に又は総称して「本 KPI」）を設定している。

表 3：本フレームワークにおける KPI²²

KPI ①	西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope1・2)
KPI ②	CDP 気候変動スコア

■KPI1：西武グループ全体の CO₂ 排出量 (Scope1, 2)

■KPI2：CDP 気候変動スコア

【各業界の脱炭素方針及び日本における位置づけ、CDP 気候変動スコアの位置づけ】

西武ホールディングスは、113社で構成される西武グループの純粋持株会社である。中核企業である西武不動産、西武・プリンスホテルズワールドワイド、西武鉄道を中心に、不動産事業、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業などを展開している。これら主要事業に関連する業界では、持続可能な社会に向けて、CO₂ 排出量削減目標を掲げて脱炭素の取り組みを推進している。

西武不動産等が加盟する不動産協会は、協会会員企業が保有するビル等を 2030 年度に CO₂ 排出量を 51%削減、単位面積当たりの排出原単位を 64%削減（共に 2013 年度比）することを目標としている。サステナブルなまちづくりに向けた会員企業の取り組みを促進するため、「不動産業環境実行計画」を策定しており、同計画のなかで「新築オフィスビル等」「新築分譲マンション」「自らが保有するオフィスビル」の3分野について、エネルギー消費量の削減や CO₂ 排出量・原単位の削減といった環境行動目標が設定されている²³。

²² 本フレームワークより JCR 作成

²³ 一般社団法人 不動産協会

https://www.fdk.or.jp/f_suggestion/pdf/kankyou_jikkou_keikaku_kaitei_2_2403.pdf

西武・プリンスホテルズワールドワイドが加盟する日本ホテル協会では、2010年度のエネルギー消費原単位を指標として、国内の事業活動によるCO₂排出量を2030年度までに15%削減することを目標としている。カーボンニュートラルに向けて、設備更新等の際に、LED照明や高効率空調等の低炭素製品を積極的に導入すること、ホテルのエネルギー源として再生可能エネルギー等の導入を検討することなどを施策として挙げている。

西武鉄道等が加盟する日本民営鉄道協会では、2030年度目標として「大手事業者全体の運転用電力に係るCO₂排出量を2013年度比で46%削減」を掲げている。CO₂排出量の大部分を占める列車運転に要する電力を対象として、削減効果が大きい車両の省エネルギー化（VVVFインバータ制御・回生ブレーキの装備、軽量化等）をはじめ、再生可能エネルギーを使用した列車運行等を目標に向けた施策として挙げている。

日本全体のGHG排出量で見ると、不動産協会及び日本ホテル協会が該当する「業務その他部門」は約2割、日本民営鉄道協会が該当する「運輸部門」も約2割を占め、両部門ともに日本の排出構造上、重要な位置づけにある。日本政府は、部門別の排出削減の目安として、2030年度には「業務その他部門で51%減、運輸部門で35%減」、2040年度には「業務その他部門で79~83%減、運輸部門で64~82%減」（いずれも2013年度比）を示している。西武ホールディングスはこれらの部門にまたがる事業構造を有しており、都市活動を支える主要事業のGHG排出削減に向けた取り組みが求められている。

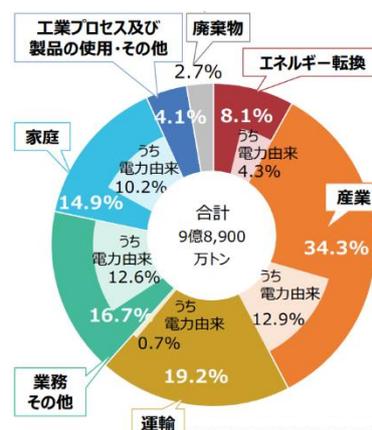


図 8：日本における部門別の排出量の内訳（2023年度）（電気・熱配分後）²⁴

また、KPI②として設定されたCDP気候変動スコアは、気候変動報告・情報開示の仕組みであり、2000年にロンドンで設立された非営利団体であるCDPによって運営されている。CDPは、GHG排出量等の環境情報の測定と情報開示を通じて企業等の意識を高めることが、GHG排出量と気候変動リスクを効果的に管理するために不可欠だと考えている。CDP気候変動スコアの質問書の構成は、以下図8に示す通り、ガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量など多くの項目を網羅的にカバーしており、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の要件と整合的である。

²⁴ 出典：環境省 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（詳細）
<https://www.env.go.jp/content/000310279.pdf>

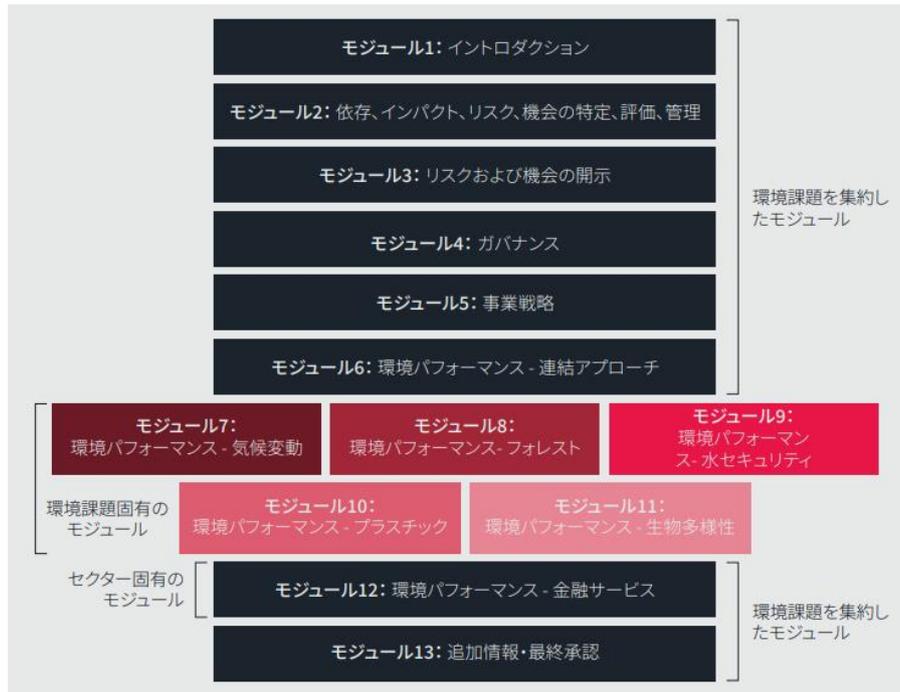


図 9 : CDP コーポレート完全版質問書のレイアウトと構造²⁵

2025 年時点で 640 を超える金融機関が CDP 気候変動スコアを運営する CDP に署名しており、CDP を通じた情報開示を企業や自治体に要求している。一方、CDP を通じて情報開示を行う組織数は 2025 年時点で 23,000 を超えている。以上より、CDP は世界最大の環境データベースを有しており、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであると言える。

【西武ホールディングスにおける KPI の位置づけ】

先述の通り、西武ホールディングスは、社会課題や同社にとってのリスク・機会を踏まえて 6 つのマテリアリティを設定している。その一つに「脱炭素・資源有効活用」を設定しており、常に自然環境、地球環境へ配慮し、脱炭素社会や循環型社会の実現に貢献することを掲げており、特に気候変動や生物多様性・自然関連課題に関して、将来のリスクを低減し、西武ならではの強みを生かし収益機会を獲得していくことを目指している。同マテリアリティでは、KPI①である西武グループ全体の CO₂ 排出量 (Scope1・2) を非財務 KPI・モニタリング指標としている。

2024 年度の西武ホールディングスの GHG 排出量の内訳は、以下の図 10 の通りである。全体の GHG 排出量約 116.9 万 t-CO₂ に対して、Scope1,2 は約 27%、Scope3 は約 73% であり、Scope3 のうちカテゴリー 1 及び 2 がその多くを占める。カテゴリー 1 及び 2 は、鉄鋼・セメント・設備機器・建設工事等、主としてサプライヤーの製造・建設過程に起因する排出である。これらは自社の直接的な活動ではなく、他社の生産プロセスに依存する排出であるため、削減をコントロールすることが困難である。したがって、本フレームワークの KPI は Scope1, 2 を対象としている。

²⁵ 出典：CDP 「CDP2025 コーポレート質問書における主な変更点 (2025 年 4 月)」
https://downloads.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/1U1XgQB7WefCrejavncjPI/00266118773043c4e0fdbdd8a9a818db/CDP_2025_Corporate_Disclosure_JP.pdf

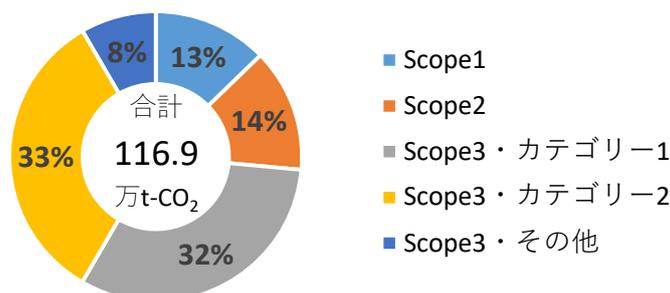


図 10：西武ホールディングス 2024 年度 Scope1, 2, 3 実績²⁶

気候変動に関して、西武ホールディングスは TCFD 提言に賛同し、気候変動が事業に与えるリスクと機会について、戦略・リスク管理などの観点から情報開示を進めている。気候変動の取り組みについて、金融機関・投資家等のステークホルダーに情報開示をすることにも力を入れており、CDP 気候変動スコアの開示もその一つとしている。KPI②である CDP 気候変動スコアの向上に取り組むことで、情報開示の透明性が高まり、ステークホルダーからの信頼性の向上が期待される。

以上より、西武ホールディングスが本フレームワークで定めた KPI は、カーボンニュートラルに向けた日本政府・業界団体が掲げる目標の達成に貢献すること、自社のビジネスを継続、そして拡大していく上で重要な指標であることから、JCR は本 KPI が有意義なものであると評価している。

【一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）】

KPI①について、GHG プロトコル等を参照して一貫した方法に基づき測定されており、外部からの検証も受けている。

KPI②については、上述の通り、非営利団体である CDP によって運営されており、TCFD の要件とも整合していることから、世界における気候変動報告・情報開示のグローバルスタンダードと言える。本 KPI は、信頼性における独立した外部団体によって運営されており、一貫した方法論に基づく評価・測定が期待される。

以上より、JCR は本フレームワークの KPI に係る有意義性について確認した。

²⁶ 出典：西武ホールディングス ウェブサイトより JCR 作成
https://www.seibuholdings.co.jp/sustainability/esg_data/#environment

2-3.SPTの測定

2-3-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、発行体/借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにはあらかじめ定められた時間軸(目標年度等)に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

2-3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本SPTは、SLBP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西武ホールディングスは、本フレームワークで以下の SPT (以下、個別に又は総称して「本 SPT」) を設定している。

表 4：本フレームワークにおける SPT²⁷

SPT①-1	2035 年度までに西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope 1・2) を 187,824 t-CO ₂ 以下 ^{※1} とすること
SPT①-2	2040 年度までに西武グループ全体の CO ₂ 排出量 (Scope 1・2) を 159,998 t-CO ₂ 以下 ^{※2} とすること
SPT②	CDP 気候変動スコア リーダーシップレベル A または A- の獲得

※1 西武グループ環境負荷削減目標における CO₂ 排出量 2035 年度目標「2018 年度比 73%削減」を CO₂ 排出量 (t-CO₂) に換算した値

※2 西武グループ環境負荷削減目標における CO₂ 排出量 2040 年度目標「2018 年度比 77%削減」を CO₂ 排出量 (t-CO₂) に換算した値

なお、西武ホールディングスは、SPT①達成に向けて下記の通り、マイルストーンとして年次目標も設定している。

- 2035 年度までの年次目標については、以下の 2024 年度実績(本フレームワーク公表時の直近実績)から 2035 年度目標までの線形補間にて設定。直近実績が更新された際は、債券発行もしくはローン契約締結時における直近実績から 2035 年度目標までの線形補間にて設定。
- 2036 年度以降の年次目標については、2035 年度目標から 2040 年度目標までの線形補間にて設定。
- 2035 年度目標を前倒しで達成した場合は、以降の年次目標について、債券発行もしくはローン契約締結時における直近実績から 2040 年度目標までの線形補間にて設定。

表 5：CO₂ 排出量 (Scope1, 2) 2024 年度実績・2035 年度目標・2040 年度目標²⁸

2024 年度実績	2035 年度目標	2040 年度目標
309,132 t-CO ₂	187,824 t-CO ₂	159,998 t-CO ₂

²⁷ 本フレームワークより JCR 作成

²⁸ 本フレームワークより JCR 作成

■SPT①-1：2035年度までに Scope1, 2 排出量を 187,824 t-CO₂ 以下

■SPT①-2：2040年度までに Scope1, 2 排出量を 159,998 t-CO₂ 以下

i. 過年度実績との比較

KPI1 の過年度実績と目標は下表の通りである。

表 6：KPI 1（CO₂排出量（Scope1, 2））の過年度実績及び 2035 年度・2040 年度目標²⁹

単位：万 t-CO₂

	過年度実績							SPT①-1	SPT①-2
	FY2018 基準	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024	FY2035	FY2040
CO ₂ 排出量	69.6	66.9	54.4	56.1	48.6	42.7	30.9	18.8	16.0
排出削減率	—	3.8%	21.8%	19.4%	30.2%	38.7%	55.6%	73%	77%

SPT①は、2018 年度を基準年度として、CO₂ 排出量を 2035 年度 73%削減、2040 年度 77%削減する目標となっている。過年度実績に関しては 2018 年度から 2024 年度にかけて、削減率は約 9.3%/年であり、既に 55.6%まで削減が行われている。大きく削減できた理由としては、以下の取り組みが挙げられる。

- 西武鉄道全線における 100%再生可能エネルギー由来の電力での運行
- ホテル・レジャー施設における再生可能エネルギー電力の導入

上記の通り、これまでの削減は、再生可能エネルギー電力の導入による Scope2 の削減が大きな割合を占めている。具体的には、大規模ホテル・不動産、鉄道など CO₂ 排出量が多く、かつ再エネ化による費用負担を吸収できる西武不動産及び西武鉄道が先行して削減に取り組んでいる。その結果、現在 Scope2 の排出量として残るのは、再エネ化による費用を負担することが難しい事業会社を中心となっている。

Scope1 について、主な排出源はバス・タクシー事業での軽油・ガソリンや、ホテル等で使用するボイラーの燃料・調理用の都市ガスなどが挙げられる。軽油・ガソリンについて、バス事業ではこれまでに燃料電池バスや EV バスをはじめ、ユーグレナ社が製造するバイオディーゼル燃料「サステオ」や、リニューアブルディーゼルを導入³⁰し、タクシー事業では燃料電池車を導入するなど脱炭素化を進めている。一方で、導入にあたっては、EV 車両の航続距離や充電時間に起因する運用上の制約に加え、環境対応車両や脱炭素燃料、水素ステーション等の導入に多額の初期投資及び運行・運営コストが発生し、採算性が課題となっている。都市ガスについても同様に、熱効率の良いボイラーへ更新を進めているが、電化のためには設計段階から電化を考慮する必要があり、新築や大規模改修時でなければ対応が困難となっている。

前述の通り、西武グループは 2024 年度までに CO₂ 排出量を大幅に削減し、2030 年度目標を前倒しで達成しており、その点は高く評価できる。これは、再生可能エネルギー導入の拡大や省エネルギー施策等、着実な取り組みの成果といえる。その結果、2035 年度及び 2040 年度に向けて新たに設定された目標は、これまでの削減ペースと比較すると緩やかな水準となっている。再生可能エネルギーの

²⁹ 西武ホールディングス提供資料より JCR 作成

³⁰ 西武バス ウェブサイト

<https://www.seibus.co.jp/company/sdgs/decarbonation/>

導入のような削減効果が大きい取り組みは既に相当程度実施しており、追加的に取り得る対策は限定的になってきている。そのような状況下で設定された 2035 年度及び 2040 年度目標は、技術的・経済的制約を踏まえれば相応の困難さを伴うものであると JCR は考える。

ii. 科学的根拠、その他のベンチマークとの比較

【同業他社との比較】

同業他社である日本国内の鉄道事業者において、SPT①は、2035 年度目標、2040 年度目標共に、CO₂ 排出削減率が業界トップレベルにある。また、2035 年度及び 2040 年度目標については、同業他社の多くが目標を開示できていない状況であり、かかる状況の中で西武ホールディングスが 2035 年度及び 2040 年度目標を設定・公表することは先進的であり、相対的に野心的な取り組みである。

【ベンチマークとの比較、科学的根拠】

日本政府は GHG 削減目標（2030 年度 46%削減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラル）を、パリ協定における 2°C 未満より十分低い気温上昇を抑えることを想定して 2021 年に設定された。さらに、2025 年 2 月、地球温暖化対策計画が改定され、2035 年度、2040 年度の GHG を 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減する目標が盛り込まれた。これら 3 つの中間目標は、2013 年度の GHG 排出量から 2050 年カーボンニュートラルに向けた直線的な経路上にある。同様に SPT①も 2050 年カーボンニュートラルに向けた直線的な経路上にあると JCR は分析している。

なお、日本政府の 2035 年度及び 2040 年度の GHG 削減目標と比較した場合、SPT①の方が、基準年度が新しく、削減割合が大きい点については、野心的と考えられる。

iii. SPT 達成に向けた取り組み

西武グループは、以下の取り組みを中心に本 SPT①達成を目指す。

表 7：SPT 達成に向けた取り組み³¹

対象事業	取り組み
鉄道・バス	新型省エネ車両との入れ替え ※西武鉄道は 2030 年度までに VVVF 化 100%目標
鉄道	回生電力貯蔵装置・駅舎補助電源装置の設置
全般	車両・駅施設・ホテル等、照明 LED 化
	設備面の電力効率・熱効率の良い機器との入れ替え
	再生可能エネルギーによる電力調達の実施・検討 ※オンサイト・オフサイト PPA、カーポート型ソーラー、木質バイオマス発電の導入・活用、地中熱利用など

³¹ 西武ホールディングス提供資料より JCR 作成

また、将来的に技術革新の進展がある場合は、その技術を踏まえた取り組みを実行する予定としている。今後、技術革新の進展や商用化の加速、外部環境の変化等により、より高い削減水準が現実的となる場合には、目標を一層野心的な方向へ見直す方針があることを、JCR は確認した。

以上より、SPT①に係る野心性について、JCR は確認した。

■SPT②：CDP 気候変動スコア リーダーシップレベル A または A-の獲得

i. 過年度実績との比較

KPI②の過年度実績は下表の通りである。

表 8：西武ホールディングス CDP 気候変動の実績³²

CDP 気候変動			
2022	2023	2024	2025
C	A-	B	A

CDP 気候変動スコアのうち、「A-」以上は「リーダーシップ」レベルと位置付けられており、回答企業の中で「ベストプラクティスを実践する」ことが求められる。CDP においては、回答企業における気候変動対応の高度化を踏まえ、評価基準が継続的にアップデートされている。



図 11：CDP スコアとレベル³³

このような評価の枠組みに照らすと、西武ホールディングスが今後も「A-」ランクを継続的に獲得していくためには、Scope1 及び Scope2 における GHG 排出削減の取り組みに加え、Scope3 を含むバリューチェーン全体での GHG 排出削減を実効的に推進していくことが重要である。あわせて、他の CDP 回答企業と比較しても競争優位性を保持・強化できる水準で、気候変動に関する戦略、方針、数値目標及び個別施策を継続的に高度化していくことが求められる。

また、「A-」ランクは単年度における達成状況のみを評価するものではなく、前年度からの進捗、改善及び取り組みの深化が継続的に示されていることを前提に付与される評価である。このため、西武ホールディングスにおいては、定期的に更新される CDP の評価基準や国際的な開示・実践動向を

³² 西武ホールディングス提供資料より JCR 作成

³³ 出典：CDP2025 コーポレート完全版質問書スコアリングイントロダクション
https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/6njIGp3LOGfXHDS3AmzM2j/1947c9ead1e7756a7f9c8ad8b2d95835/CDP_Full_Corporate_Scoring_Introduction_2025_JP.pdf

的確に把握した上で、既存施策の実効性向上に加え、新たな取り組みを計画的かつ一貫性をもって推進していくことが、A-ランク維持の観点から重要である。

以上より、過去に目標を達成しているものの、今後同等の評価を維持することの難易度を考慮すると、SPT②は相応の野心性がある。

ii. 科学的根拠、その他のベンチマークとの比較

【科学的根拠】

CDP は、パリ協定において求められる水準と整合した科学的な目標である SBT (Science Based Targets) を運営する SBT イニシアチブの構成メンバーであり、CDP 気候変動スコアには SBT の評価指標も組み入れられている。従って、CDP 気候変動スコアには一定の科学的根拠が内包されていると言える。

【同業他社との比較】

CDP 気候変動スコア 2024 において、日本の回答企業数は 1,400 社超であり、そのうち「A-」以上の評価を獲得した企業は 225 社に過ぎず、「A-」の評価の難易度は高い³⁴。更に、CDP の評価項目は毎年アップデートされ、「A-」以上の評価を獲得するためには気候変動に関する取り組みを継続してレベルアップする必要がある。

SPT②について、同業他社の目標と比較すると高い水準にあり、野心的である。

iii. SPT 達成に向けた取り組み

西武ホールディングスは、SPT②を達成するために、SPT①の「iii. SPT 達成に向けた取り組み」で挙げた再生可能エネルギー電力の導入や省エネ化等を進める。加えて、Scope3 排出量削減に向けて、バリューチェーン、サプライチェーンとの対話・施策検討を行っていく。

以上より、SPT②に係る野心性について、JCR は確認した。

よって、西武ホールディングスが本フレームワークで定めた SPT は野心的であると考えられる。なお、対象範囲、KPI の方法論、本 SPT の測定に重大な変更が発生した場合、JCR は当該変更内容について SLBP 等への適合性を確認する。

³⁴ CDP CDP2024 回答結果分析報告会
https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/2jQaS9GRjyPrdRlv6JQfj/980b512893fbf5b09e19cb0e71733051/ASP_Disclosure_Japan_Summit_2025_CDP.pdf

2-3-3. JCR によるインパクト評価

JCR は、本 SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本 SPT は、以下の通り UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックのうち、「気候の安定性」にインパクトがもたらされる。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
		データプライバシー	自然災害		
	健康および安全性				
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
		健康と衛生	教育	移動手段	情報
		コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者	
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		市民的自由	
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄	
	インフラ				
	経済収束				
自然 環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
		生物種	生息地		
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物		

上記で特定されたインパクト・エリア／トピックについて、各 SPT は西武グループのサプライチェーンのうち、以下の通りのインパクトが期待される。

【特定されたポジティブインパクト】



SPT①				○	
SPT②	○	○	○	○	○

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

西武ホールディングスは、不動産事業、ホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業という複数の事業を連携させるビジネスモデルとなっている。幅広い事業を行うグループが CO₂ 排出量の削減に取り組むことは、複数の業界・分野に波及効果をもたらすと考えられる。

さらに、西武ホールディングスは私鉄大手の一角を占める存在であり、その削減目標や情報開示の水準は、業界全体のベンチマークとなり得る。明確な削減目標と着実な進捗管理を示すことは、同業他社に対して競争的な脱炭素の動きを促し、業界全体の底上げにつながる可能性が高い。

したがって、西武ホールディングスの脱炭素への取り組みは、複数の業界内の機運醸成が図られ、社会的インパクトは大きいと JCR は評価している。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの下で行われるファイナンスは以下の観点から効率性の高い取り組みである。

本 SPT は、同社グループが掲げたマテリアリティにおける「脱炭素・資源有効活用」に資する取り組みである。

SPT を進めていくにあたっては、西武ホールディングス CEO を委員長・議長とするサステナビリティ委員会やその下に設置されたサステナビリティアクション推進者会議で討議が行われ、経営陣の適切なコミットの下で取り組みが進められる予定である。これらの内容は取締役会にも随時報告が行われる。また、西武ホールディングス取締役の役員報酬制度に、ESG 指標・非財務 KPI として CO₂ 排出量削減に関する項目を定めており、脱炭素戦略の実効性を高めている。

以上から、本 SPT は西武グループの企業価値向上に重要な施策であり、経営陣が積極的にイニシアティブをとって体制整備のうえで進めていることから、投下資本に対して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本 SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本 SPT は、以下にリストアップした通り、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに **目標 7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに**



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

13 気候変動に具体的な対策を **目標 13：気候変動に具体的な対策を**



ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

2-4. 債券／借入金の特徴

2-4-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた債券／借入金の特徴について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

2-4-2. 債券／借入金の特徴の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた債券／借入金の特徴は、SLBP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

本フレームワークに基づく債券及び借入金の財務的・構造的な特性は、各 SPT が判定日時点で達成されたか否かによって、変動することとしている。具体的な変動内容は、①利率のステップアップ/ダウン、②排出権の購入、③寄付を含み、各ファイナンスの実施時に法定開示書類（訂正発行登録書や発行登録追補書類等）やローン契約書等にて具体的に規定される予定となっている。

また、本フレームワーク策定時点で予見し得ない、本フレームワークに重要な影響を与える可能性のある状況（M&A、規制等の制度面の大幅な変更、災害の発生等）が発生し、KPI の定義や対象範囲、SPT の設定、前提条件等を変更する必要がある場合には、第三者評価機関にも相談したうえで、SPT の見直しを実施される方針である。

以上より、本フレームワークで定められた債券及び借入金の特徴について、SLBP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

2-5. レポーティング・検証

2-5-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

2-5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLBP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西武ホールディングスは、下記の内容について、年次でウェブサイトにおいて公表もしくは貸付人に対して開示することを予定している。

- KPI に関する最新の実績値
- SPT の進捗状況
- SPT が未達で寄付または排出権の購入を実施した場合、寄付先の名称及び選定理由、購入する排出権の概要等

本 KPI①である CO₂ 排出量 (Scope1, 2) の実績は、年次で第三者検証を受検し、その結果をウェブサイト上に開示する予定である。

本 KPI②である CDP 気候変動スコアの年次実績は、外部機関である CDP によって審査されたのち、CDP 及び西武ホールディングスのウェブサイト上に公表される予定である。以上より、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。

以上より、本フレームワークで定められたレポーティング及び検証について、SLBP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

2-6. SLBP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLBP 等に適合していることを確認した。

第 3 章：グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則等との整合性について

評価フェーズ 1: グリーン性・ネイチャー性・ソーシャル性評価

gs1(F)/n1(F)

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

西武ホールディングスが本フレームワークで資金使途とした各項目は、いずれもマテリアリティに貢献する重要な施策であり、環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

西武ホールディングスでは、調達資金の使途について以下の通り定めている。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

3.1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対する融資・出資等のファイナンス又はリファイナンス（発行体の自己所有、出資、融資、リース、割賦契約等の対象資産）に充当する予定です。なお、リファイナンスに充当する場合は、資金調達から遡って 36 ヶ月以内に実施されたプロジェクトを対象とします（グリーンビルディングを除く）。

<グリーン適格プロジェクト>

グリーンプロジェクト分類	適格クライテリア	マテリアリティ
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道車両の省エネ化に係る投資 ● EV/燃料電池バスの導入に係る投資 ● 鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資 <ul style="list-style-type: none"> - 駅舎、線路、踏切、変電所、車内防犯カメラ等 	脱炭素・資源有効活用  安全・安心なサービス提供 
気候変動適応	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道関連インフラの自然災害対策に係る投資 <ul style="list-style-type: none"> - 土砂災害対策としての法面改良・斜面整備・落石防護対策工事 	脱炭素・資源有効活用 
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーによる電力調達 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電、中小水力発電、地熱発電（直接排出量が 100g-CO2/kWh を下回ること）、バイオマス発電（バイオマス発電の燃料は食糧と競合しないこと、国内から調達した燃料であること、FIT/FIP 制度のライフサイクル GHG 排出量の基準を満たすこと） 	脱炭素・資源有効活用 

	<p>すこと、輸入バイオマスの場合は、FSC 等により、持続可能性（合法性）が認証された木材・木材製品であること）の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> - 再生可能エネルギー由来の電力購入 	
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー熱利用の導入・整備 - 地中熱利用 	
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の環境認証を取得済、もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新 <ul style="list-style-type: none"> - CASBEE（新築・不動産）：B+ランク以上 - 自治体版 CASBEE：B+ランク以上 <ul style="list-style-type: none"> ※ 工事完了日より3年間を有効期限とする - BELS（平成28年度基準）：3つ星以上（既存不適格は除く） <ul style="list-style-type: none"> ※ 既存不適格：工場等（物流倉庫含む）BEI=0.75超 - BELS（令和6年度基準）：非住宅 レベル4以上 住宅 レベル3以上 - ZEB/ZEH/ZEH-M Oriented 以上 - DBJ Green Building 認証：3つ星以上 - LEED 認証：Silver 以上 <ul style="list-style-type: none"> ※ BD+C についてはv4以降 - BREEAM 認証：Very Good 以上 <ul style="list-style-type: none"> ※ BREEAM New Construction についてはv6以降 - 東京都建築物環境計画書制度（2020年度基準以降）： <ul style="list-style-type: none"> 非住宅 設備システムの高効率化 評価段階2以上 住宅 設備システムの高効率化 評価段階3 - 東京都建築物環境報告書制度：非住宅 BEI 0.7 以下 住宅 BEI 0.8 以下 	<p>脱炭素・資源有効活用</p>  <p>住みたいまち・訪れたいまちづくり</p> 

<ネイチャー適格プロジェクト>

ネイチャープロジェクト分類	適格クライテリア	マテリアリティ
自然資源・土地利用の持続可能な管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「西武の森」の環境保全地区化に係る諸投資 	<p>脱炭素・資源有効活用</p> 

※ネイチャー適格プロジェクトはグリーン適格プロジェクトでもある。

<ソーシャル適格プロジェクト>

ソーシャルプロジェクト分類	適格クライテリア/想定される効果/対象となる人々	マテリアリティ
手ごろな価格の基本的インフラ設備	<p>鉄道関連インフラの維持・改修・更新に係る投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化、ホームドア整備 <ul style="list-style-type: none"> 【想定される効果】 バリアフリーの推進 【対象となる人々】 障がい者、高齢者を含む全ての鉄道サービス利用者 	<p>安全・安心なサービス提供</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建造物の耐震補強工事 <ul style="list-style-type: none"> 【想定される効果】 防災・減災対策 【対象となる人々】 自然災害の罹災者、沿線住民を含む全ての鉄道サービス利用者 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続立体交差事業 	

		<p>【想定される効果】 安全で快適なまちづくり</p> <p>【対象となる人々】 障がい者、高齢者、子どもを含む通行者、全ての鉄道サービス利用者</p>	<p>住みたいまち・訪れたいまちづくり</p>  <p>安全・安心なサービス提供</p> 
手ごろな価格の基本的インフラ設備	まちの賑わいや商業の活性化につながる市街地再開発	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策を施した設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 帰宅困難者の一時受け入れ施設としての機能整備 <p>【想定される効果】 防災・減災対策</p> <p>【対象となる人々】 自然災害の罹災者、全ての施設利用者</p>	<p>住みたいまち・訪れたいまちづくり</p>  <p>安全・安心なサービス提供</p> 
必要不可欠なサービスへのアクセス		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援につながる施設の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 授乳室、ゆったりトイレ、DX・AIの活用等 <p>【想定される効果】 ダイバーシティの推進、バリアフリー／ユニバーサルサービスの推進</p> <p>【対象となる人々】 子育て世代の施設利用者</p>	<p>安全・安心なサービス提供</p> 

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトのグリーン性・ネイチャー性・ソーシャル性について

(1) 資金使途の環境改善効果について

① グリーンプロジェクトについて

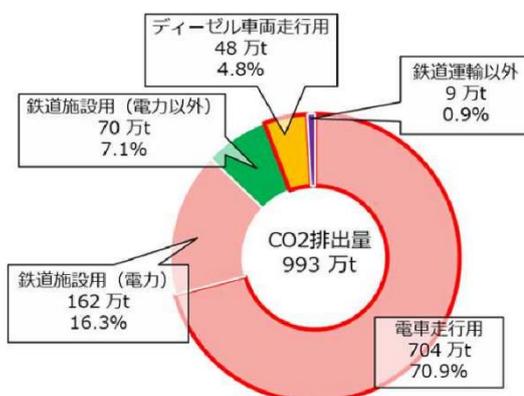
資金使途 1：クリーン輸送（鉄道車両の省エネ化に係る投資）

資金使途 1 は、鉄道車両の省エネ化に係る投資資金である。CO₂削減が実現されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、VVVF インバータ制御装置を搭載した車両の導入費用を資金使途としている。

国は、2050 年カーボンニュートラルに向けて、鉄道分野における CO₂ 排出削減の取り組みをこれまで以上に加速化させるため、有識者・関係者からなる「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」を立ち上げ、検討を行い、目標値の設定やロードマップを含む「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」を公表している。鉄道分野におけるカーボンニュートラルに向けては、後述の鉄道自体の環境優位性のほかに、鉄道事業そのものの脱炭素化が重要である。列車運行に由来する CO₂ 排出量が鉄道事業者全体の CO₂ 排出量の 4 分の 3 程度を占めていることを踏まえると、これを削減することが最も効果的である。西武鉄道で運行する鉄道車両はすべて電車であり、電車のエネルギー効率の向上が脱炭素化に向けてのポイントとなる。

鉄道事業者のCO₂排出量（2019年度）



鉄道統計年報、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告等を基に鉄道局で作成

図 12：鉄道事業者の CO₂ 排出量（2019 年度）³⁵

³⁵ 出典：国土交通省鉄道局 「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」概要
https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo01_hh_000190.html

電車については、電気を動力源としていることから、環境優位性があるものの、制御方式が旧式であったり、制御装置に使用される半導体装置の構造や半導体装置に用いられる素材が旧型であったりするために、エネルギー効率が低い車両が残存している。国は、こうした旧型車両について、VVVFインバータ制御装置³⁶に、SiCを素材として使用した半導体装置³⁷を採用したエネルギー効率に優れた最新型車両に置き換えることにより、消費電力量が概ね50~75%程度改善し、CO₂排出量を削減していくことができることから、まずは最新型車両の導入を加速化すべきと考えている。

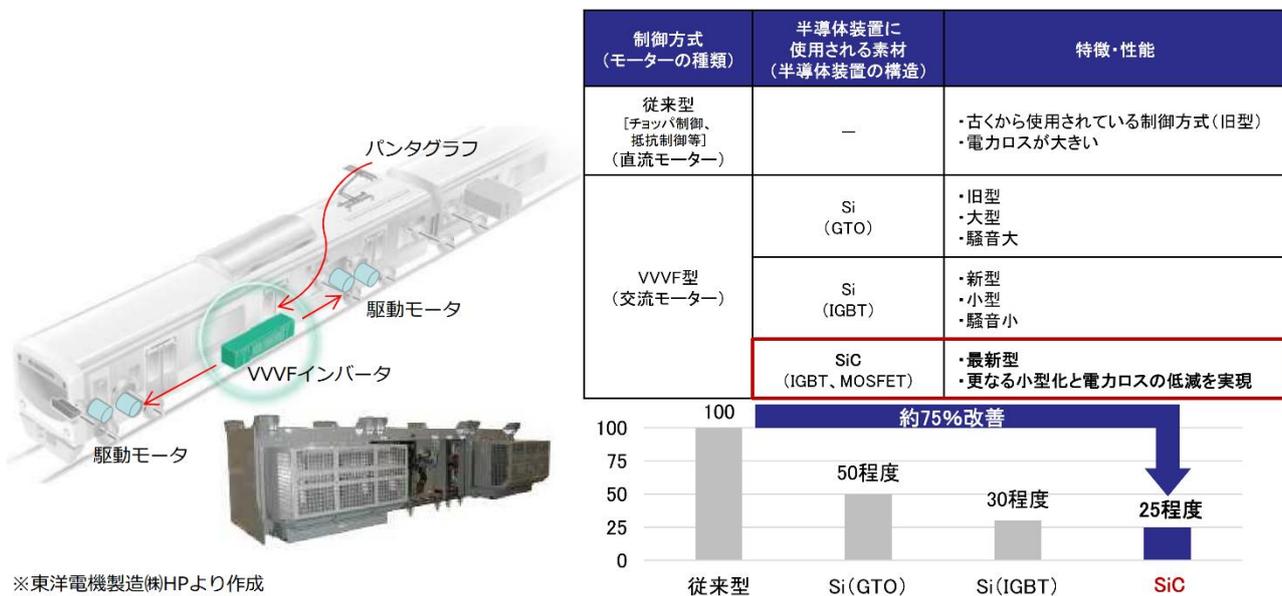


図 13：電車の制御方式・半導体装置の構造・半導体装置に使用される素材による性能の比較³⁸

西武ホールディングスが本フレームワークで定めた適格クライテリアは、上記の通り、国が推進する鉄道分野におけるカーボンニュートラルに向けた取り組みに沿っている。西武ホールディングスは、2030年度までにVVVFインバータ制御車両比率100%を目指している。目標達成に向けては、40000系通勤車両の継続導入により、高効率なVVVFインバータ制御車両への更新を着実に進めるとともに、他社から譲り受けたVVVFインバータ制御車両を「サステナ車両」として活用し、車両製造に伴う環境負荷を抑制しながら、短期間での車両更新を推進している。加えて、山口線においてもVVVFインバータ制御方式の新型車両L00系を導入し、運行段階における電力消費量の削減に取り組んでいる。

また、2028年3月に運行開始を予定している新型レストラン車両については、特急電車「Laview(ラビュー)」をベースに新造し、「SiC-VVVFインバータ」を採用予定となっている。

以上より、本資金使途は十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

³⁶ 電車のパンタグラフと駆動モーターの間に置かれる動力制御の中核機構であり、半導体を用いて電圧や周波数を変化させながら、交流モーターを効率よく制御し電車の加速力や速度を制御する装置。従来の抵抗制御等と比べ、エネルギー効率が高い。VVVFは、「Variable Voltage Variable Frequency(可変電圧可変周波数)」の頭文字をとったもの。

³⁷ SiC(シリコンカーバイド)はシリコン(Si)と炭素(C)で構成される化合物半導体材料。VVVFインバータ制御装置に採用することで、熱に強く電流オン・オフ時のスイッチング損失が少なく小型軽量化が可能となる。

³⁸ 出典：国土交通省鉄道局「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」概要
https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo01_hh_000190.html

資金使途2：クリーン輸送（EV/燃料電池バスの導入に係る投資）

資金使途2は、EV/燃料電池バスの導入に係る投資資金である。CO₂削減が実現されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、EVまたは燃料電池バスの導入費用を資金使途としている。

EVバスは、バッテリーに充電された電気によって走るバスであり、走行時のCO₂排出量はゼロであるため、環境改善効果が高いといえる。同様に、燃料電池バスは水素と酸素の化学反応による電気によって走る車であり、走行時のCO₂排出量はゼロである。

西武ホールディングスの子会社である西武バス株式会社は、2023年4月の新座営業所を皮切りに、EVバスの運行を開始させている。併せて、新座営業所においては、施設の屋根に太陽光パネルを設置し、発電される電気を同営業所施設に供給して自家消費するオンサイトPPAを導入している。一般乗合旅客自動車運送事業者においてEVバスとオンサイトPPAをあわせて導入する取り組みは、国内初といわれている。燃料電池バスの運行についても埼玉県内で初めて2020年12月より所沢営業所にて開始させている。

以上より、本資金使途は十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

資金使途3：クリーン輸送（鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資）

資金使途3は、鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資資金である。CO₂削減が実現されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、鉄道インフラ（駅舎、線路、踏切、変電所、車内防犯カメラ等）の維持・改修・更新に係る投資を資金使途としている。

鉄道は、大量輸送というモード特性を背景に、他の交通機関と比較してエネルギー効率が高く、単位輸送量あたりのCO₂排出量が低いという環境優位性を有している。図13のとおり、鉄道は輸送量あたりのCO₂排出量（旅客）が、自家用乗用車の約1/7、航空機の約1/5、バスの約1/4であり、相対的に小さいことが分かる。

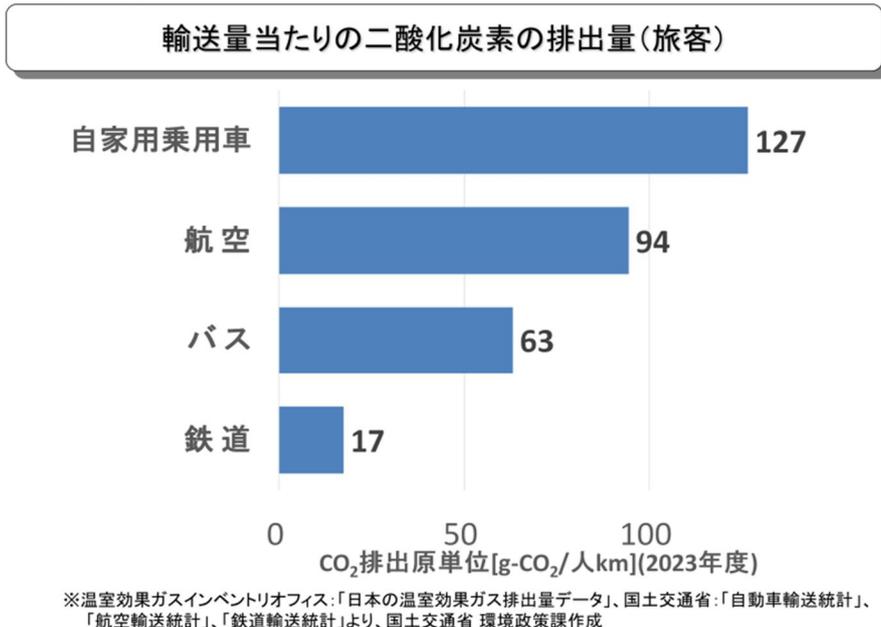


図 14：輸送機関別輸送量あたりの CO₂ 排出量（旅客）（2023 年度）³⁹

また、主な旅客輸送機関の平均や自家用乗用車の単位輸送量あたりの CO₂ 排出量については、地球温暖化対策計画における運輸部門や国全体の排出削減目標を当てはめると表 9 のとおりである。仮に、鉄道が現状（2023 年度）のままであったとしても、鉄道が環境面において圧倒的に優れた交通機関としての特性を維持することとなる。国全体の CO₂ 排出量を削減していくためには、利便性を高めつつ、自家用乗用車等に替えて公共交通機関の利用を増やす、特に、環境優位性が発揮できる鉄道の利用を増やしていくことが重要である。

表 9：単位輸送量当たりの CO₂ 排出量（旅客輸送平均、自家用乗用車）⁴⁰

（単位：g-CO₂/人キロ）

	2013 年度比▲35% を当てはめた場合 （運輸部門目標）	2013 年度比▲46% を当てはめた場合 （全体目標）
主な旅客輸送機関平均 （2013 年度：87）	64 （鉄道*の 3.8 倍）	54 （鉄道の 3.2 倍）
自家用乗用車 （2013 年度：149）	97 （鉄道の 5.7 倍）	80 （鉄道の 4.7 倍）

※ 鉄道については、2023 年度時点で 17 (g-CO₂/人キロ)

西武鉄道は、環境優位性のある鉄道を安全・安心な形で乗客等に提供することを事業の根幹としている。

安全に関する取り組みとして、踏切の安全性を向上させるため、踏切支障検知装置の新設や高機能化、踏切内に取り残された「人」を主な検知対象とした踏切異常検知システム（踏切滞留 AI 監視システム・3D 画像解析踏切監視システム）の設置を進めている。

³⁹ 出典：国土交通省 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html

⁴⁰ 国土交通省鉄道局 「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」より JCR 作成
<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001611767.pdf>

加えて、西武鉄道は、車内防犯対策及び利用者の安全性向上を目的として、資金使途の対象の一つである防犯カメラの整備を計画的に進めている。法令においては新造車両への防犯カメラ設置が義務付けられているにとどまるが、同社の取り組みは既存車両を含む全車両を対象とするものであり、法令要件を上回る対応であると評価できる。2025年3月末時点で設置率は約85%に達しており、2025年度末までに全車両への設置を完了する明確な目標が設定されている。また、2026年度末までに記録式カメラからリアルタイムで映像確認が可能な通信式カメラへ段階的に更新する計画を示している点は、実効性を重視した安全対策の高度化を志向しているものと考えられる。これらの取り組みは、計画と進捗状況を定量的に開示しながら進められており、安全対策を経営上の重要課題として位置付け、継続的に改善していこうとする同社の姿勢がうかがえる。

以上より、本資金使途はいずれもモーダルシフトを支えるために必要不可欠な取り組みであり、十分な環境改善効果を有していることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

資金使途4：気候変動適応（鉄道関連インフラの土砂災害対策）

資金使途4は、鉄道関連インフラにおける土砂災害対策資金である。西武ホールディングスは、気候変動による災害の激甚化を想定しており、本資金使途によって土砂災害が未然に防止されることが期待されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、鉄道インフラに関連する法面对策、斜面整備、落石防護対策などの土砂災害対策を資金使途としている。

西武ホールディングスは、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブであるClimate Bonds Initiativeが定めているClimate Resilience Principlesで求められる6ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCRは西武ホールディングスへのヒアリングによって確認した。



図表 15：Climate Resilience Principles で求められる同等のステップ概要

西武鉄道は、「安全・安心なサービスの追求」を事業の根幹に据え、鉄道の安全輸送を確保するための防災・減災対策を重要な経営課題の一つとして位置づけている。近年、気候変動の影響により短時間強雨や集中豪雨の発生頻度が高まっているとされており、これに伴い土砂災害や斜面崩壊、落石等のリスクが増大することが懸念されている。鉄道インフラは沿線の地形条件の影響を受けやすいことから、こうした気候リスクへの備えは、持続的な事業運営に不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、西武鉄道では線路沿いの法面や斜面の安定性向上を図る整備・改良を進めるとともに、落石防護柵の設置など、ハード面での対策を講じている。これらは、豪雨時の地盤緩みや土砂流出、岩石の崩落といった事象が列車運行に影響を及ぼすことを未然に防ぐための予防的措

置となっている。西武鉄道は、継続的な点検や現地確認を行い、災害リスクが相対的に高いと想定される箇所を特定し、その結果を踏まえて優先順位を付けたうえで計画的な対策を進める。

以上より、本資金使途は気候変動に伴う自然災害リスクの高まりを背景とした鉄道インフラのレジリエンス強化であり、資金使途として適切であると JCR は評価している。

資金使途 5：再生可能エネルギー（太陽光・中小水力・地熱・バイオマス発電の導入・活用、再生可能エネルギー由来の電力購入）

資金使途 5 は、再生可能エネルギーに係る投資資金である。化石燃料を用いずエネルギーを生成することが可能になるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、太陽光・中小水力・地熱・バイオマス発電の導入を資金使途としている。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。そのため、日本政府は、2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」の中で電力部門の脱炭素化に向けて再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する旨を示している。同計画では、図表 16 の通り、2040 年度の電源構成において再エネ割合を 4～5 割に増やす見通しを示している。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4 割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2 割程度
火力	68.6%	3～4 割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図 16：第 7 次エネルギー基本計画 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し⁴¹

西武グループは、「脱炭素・資源有効活用」の領域で、自然環境・地球環境への配慮を前提に、脱炭素社会や資源循環型社会の実現に貢献することを掲げている。2050 年に向けては、環境負荷削減目標の達成と、それに伴う気候変動リスク・機会への対応を目的として、「使用エネルギーの削減」「使

⁴¹ 出典：資源エネルギー庁 エネルギー基本計画の概要
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_02.pdf

用エネルギーの代替」「排出 CO₂の吸収」という方向性に沿った施策を、グループ丸で進める方針を示している。

「西武グループが描きたい 2050 年の社会イメージ」を示す図（図 5 参照）では、再生可能エネルギーの選択肢として、太陽光発電・水力発電に加え、地熱発電/地熱活用、バイオマス発電といった自然エネルギーも描かれている。つまり西武グループは、2050 年像（将来のありたい姿）の中で、再エネの多様な組み合わせを通じてエネルギー転換を進める方向性を示している。

太陽光発電については、現在、西武グループでは年間約 2.7 万 MWh を発電している。この中で、西武グループが運営する「西武武山ソーラーパワーステーション」にて発電する環境価値がついた電力は、西武ホールディングス本社ビル「ダイヤゲート池袋」及び西武バス新座営業所で使用する電気使用量のすべてを賄っている。今後は、屋根置き太陽光発電設備や新技術であるペロブスカイト太陽電池、そしてメガソーラー太陽光発電所の設置等が想定される。メガソーラーについては、環境・社会へのリスクに適切に対応した上で実施されることを JCR は確認した（詳細は「2. 環境・社会に対する負の影響について」を参照）。

中小水力発電については、現在、軽井沢に発電施設があり、年間約 148 万 kWh を発電している。「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」を利用する水力発電事業を行う施設として運用されている。大規模水力発電はダムなどの大型施設の建設による生態系への影響が懸念されるが、西武ホールディングスが資金使途の対象としているのは中小水力発電であり、既存の河川や用水路などを活用するため、生態系への影響は低いと JCR は考えている。

地熱発電については、西武・プリンスホテルズワールドワイドが運営する「箱根湯の花プリンスホテル」において、温泉熱を利用したバイナリー発電設備が神奈川県内で初めて稼働されている。バイナリー発電とは、加熱源により、沸点の低い媒体を加熱・蒸発させてその蒸気でタービンを回す方式である。同ホテルに導入されたバイナリー発電は、その加熱源が温泉蒸気となっている。同ホテルでは、温泉熱を活用したグリーンエネルギーにより冷房暖房及び給湯を使用しているが、バイナリー発電を導入することで、温泉熱をこれまで以上に生かせるようになり、同ホテルで使用する電力の約 20%を賄うことができるようになっている。今後は、上記同様、温泉地でのバイナリー発電の導入が現時点では想定されている。西武ホールディングスは、本フレームワークにおいて本資金使途に係る定量的な基準を設けており、JCR は同基準がグローバルな水準に照らして遜色のないものであると評価している。

バイオマス発電について、西武ホールディングスは TCFD シナリオ分析において、機会として「バイオマス発電事業の拡大による売上増」を抽出し、その対応策として「社有林の有効活用によるバイオマス発電事業の推進」を捉えている。バイオマス発電は、未活用の廃棄物や CO₂ を吸収して成長した木材等を燃料とするために、実質的に CO₂ を排出しないカーボンニュートラルな発電方法とされている。現在、西武ホールディングスでは、西武の森の間伐材や周辺地域の貯木場の状況、食品廃棄物の発生量、さらに必要な許認可手続きなどを踏まえ、バイオマス発電プロジェクトの具体化に向けた検討を進めている。バイオマス発電プロジェクトに調達資金を充当する場合は、固定価格買取制度上の新規燃料に係る要件（食料競合への懸念の有無・ライフサイクル GHG を含めた持続可能性基準の充足の是非）等を満たしているか確認するため、環境・社会面でのリスクは小さいと考えられる。

再生可能エネルギー由来の電力購入に関して、西武ホールディングスは再生可能エネルギー導入率を 2030 年度に 50%、2050 年度に 100%とする目標を掲げている。同導入率の 2024 年度の実績は

55.4%であり、既に 2030 年度目標を達成している状況である。西武ホールディングスは、更なる導入率の増加に向けて、自家消費型再エネ設備及び省エネ設備の導入により需要削減と直接的な再エネ利用を進め、その上で不足分については、コーポレート PPA や電力会社が提供する再エネメニューを活用し、Scope2 における再エネ比率を高めていく。

以上より、本資金使途はいずれも脱炭素に貢献する取り組みであり、十分な環境改善効果を有していることから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

資金使途 6：エネルギー効率（地中熱利用の導入・整備）

資金使途 6 は、地中熱利用の導入・整備資金である。地中熱利用によりエネルギー消費量が削減されるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、地中熱利用の導入・整備を資金使途としている。

建築物で使われるエネルギーのうち、最も多くの割合を占めるのは空調のための熱源⁴²とされている。再生可能エネルギー熱は、様々な未利用熱を熱源として利用するもので、建築物の省エネルギー化に大きく寄与するものである。その再エネ熱の一つが地中熱である。地中熱は、地下十～数百 m に安定して存在する再エネ熱であり、地熱とは定義⁴³が異なる。

深さ約 10m 以深の地中温度は、その場所の年間平均気温にほぼ等しくなっている。四季のある日本では、夏と冬で外気と地中で 10～15°C の温度差が生じている。地中熱利用では、この温度差に着目して空調等への熱利用を行う。

地中熱利用システムには、地中から回収した熱を、ヒートポンプを通して利用するヒートポンプシステム（間接利用）や、直接熱を利用する空気循環、熱伝導、水循環、ヒートパイプといった方式がある。また、ヒートポンプシステム及び水循環の場合、クローズドループ方式とオープンループ方式の 2 種類の方式に分けられる。

オープンループ方式は、地下水が採取可能な地域において有効な地中熱利用方法である。その一方で、地下水は適正に利用しないと、地下水位低下や地盤沈下、沿岸域では塩水化などの障害を引き起こすことがある。本評価レポートの「2. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、西武ホールディングスが環境・社会へのネガティブな影響を想定して、緩和策を講じ、プロジェクトを実行していく体制があることを JCR は確認している。

西武ホールディングスは、設備の導入にあたっては、従前と比較して 30%以上の環境改善効果が見込まれるか、または導入時点において利用可能な最新の設備であるかを確認することとしている。

⁴² 環境省 わが国における地中熱普及状況
<https://www.env.go.jp/content/000322852.pdf>

⁴³ 環境省 わが国における地中熱普及状況
<https://www.env.go.jp/content/000322852.pdf>

以上より、本資金使途は省エネに貢献する取り組みであり、十分な環境改善効果を有していることから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

資金使途 7: グリーンビルディング (環境認証取得済・将来取得予定の建物の建築・取得・更新)

資金使途 7 は、環境認証取得済もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新資金である。環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、環境認証取得済もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新を資金使途としている。具体的なクライテリアとして、本フレームワークでは整備対象の建物について、以下の環境認証を取得または取得見込みであることとしている。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ・ CASBEE 認証 (B+以上) ※自治体版含む | ・ BREEAM 認証 (Very good 以上) |
| ・ BELS 評価 | ・ 東京都建築物環境計画書制度 |
| 2016 年度基準 (星 3 つ以上) | ※設備システムの高効率化における段階 |
| 2024 年度基準 (非住宅: レベル 4 以上) | (非住宅: 評価段階 2 以上) |
| (住宅: レベル 3 以上) | (住宅 評価段階 3) |
| ・ ZEB/ZEH/ZEH-M Oriented 以上 | ・ 東京都建築物環境報告書制度 |
| ・ DBJ Green Building 認証 (星 3 つ以上) | (非住宅: BEI 0.7 以下) |
| ・ LEED 認証 (Silver 以上) | (住宅: BEI 0.8 以下) |

認証の種類とランクは、環境性能を有する不動産に付与される認証であるため、環境改善効果を有すると JCR は評価する。直近では、2024 年 9 月に開業した「エミテラス所沢」において、「CASBEE A ランク評価」、「ZEB Oriented 認証」を取得している。各認証等の概要は以下の通り。

CASBEE (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) とは、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点からあらかじめ定められた評価項目を再構成し、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。CASBEE-建築 (新築) は新築建築物を対象とし、CASBEE-不動産は既存建築物を対象としており、いずれも BEE の考え方にに基づき、建築物の環境性能を評価する。自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、自治体版 CASBEE について、本フレームワークではルックバック期間を工事完了日より 3 年としており、CASBEE-建築 (新築) の有効期間と一致している。

BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) は、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。

ZEBとは、自然エネルギーの積極的な活用や効率的な設備システムの導入等の省エネ技術と、太陽光発電などの創エネ技術を組み合わせ、空調、照明等で必要な年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物である。ZEBの種類には、省エネ技術で一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready」、そこからさらに、創エネ技術を加えて、75%以上を削減する「Nearly ZEB」と、100%以上を削減する「ZEB」、及び延べ面積が10,000平方メートル以上の建築物においてZEB Readyを見据え正味で40%又は30%以上の省エネに加え、さらなる省エネ措置を図る「ZEB Oriented」がある。

ZEHとは、住宅を対象としたものであり、ZEBと同様に年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指している。ZEHは、(i)『ZEH』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減）、(ii)『Nearly ZEH』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減）、(iii)『ZEH Ready』（再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減）、(iv)『ZEH Oriented』（再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減）の4段階がある。

上述のZEHは住戸を対象として評価するのに対し、ZEH-Mは住棟を対象として評価する。ZEH-Mは、ZEHと同様に4段階の評価区分がある。

DBJ Green Building 認証は、DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」であり、「Energy&Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community&Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の5つの大カテゴリーについて評価している。

LEED（Leadership in Energy and Environment Design）は、建築や都市における環境性能評価システムであり、立地と交通、敷地選定、水の利用、エネルギーと大気、材料と資源、室内環境、革新性等の総合的な観点の評価対象としている。認証の取得のためには、グリーンビルディングとして備えるべき必須条件を満たすことが求められる。

BREEAM（Building Research Establishment Environmental Assessment Method）は、1990年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。BREEAMは法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大10分野で評価される。

東京都建築物環境計画書制度は、一定規模（2,000㎡）以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、建築主の提出した計画書等の概要を東京都のホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取り組みを求めること、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的としたものである。本制度において計画書届出義務の対象となる建築物のうち、延べ面積が10,000㎡超かつ住宅以外の用途（工場等の用途を除く）の床面積の合計

が 2,000 ㎡以上の建築物⁴⁴の建築主においては、環境性能評価書の作成及び、物件の売却、賃貸、または信託受益権を譲渡しようとする相手方に環境性能評価書を交付することが義務（東京都環境性能評価書制度）づけられている。本制度における非住宅の適格クライテリアとして、省エネルギー性能を評価する「設備システムの高効率化」について「評価段階 2 以上」であることを定めている。本制度の「設備システムの高効率化」における非住宅を対象とした基準は「評価段階 2 以上」において国の定める省エネルギー基準を上回るものが設定されている。また、西武ホールディングスは、本制度における住宅の適格クライテリアとして、「評価段階 3」であることを適格クライテリアとして定めているが、こちらは BELS の誘導基準を満たしており、省エネ性能を有する。

上述の東京都建築物環境計画書制度に対して、東京都建築物環境報告書制度は、1 棟あたりの延べ面積が 2,000 ㎡未満（中小規模）の規格建築物（中小規模特定建築物）が対象である。加えて、増築、大規模修繕・模様替え、現存する建物は対象外で、新築する建物が対象である。本制度における非住宅と住宅の適格クライテリアについて、その水準は BELS 評価で定めた適格クライテリアと一致しており、同様の省エネ性能を有すると考えられる。

⁴⁴ 2025 年度施行の本制度においては、環境性能評価書の作成・交付義務の対象となる建築物の規模が拡大されており、計画書届出義務の対象となる建築物（延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の新築等）のうち、住宅以外の用途（工場等の用途を除く）の延べ面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物で、売買・賃貸しようとする部分の延べ面積が、一の契約につき 300 ㎡以上となる建築物が対象となる。

②ネイチャープロジェクトについて

西武グループは、社会課題や事業環境を踏まえて設定している6つのマテリアリティの一つである「脱炭素・資源有効活用」については、気候変動への対応、生物多様性・生態系崩壊、環境破壊などの社会課題に対するものとして特定されたもので、資源を有効活用することで「西武の森」のような豊かな自然環境を維持し、生物多様性の保全に貢献することを企図している。将来のリスクを低減し、西武ならではの強みである広大な社有林の所有を活かし、収益機会を獲得することを目指している。

生物多様性・自然関連のリスクと機会について、西武ホールディングスは、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が推奨するフレームワークに基づいて、西武グループの事業における自然への依存と影響の特定を行い、リスクと機会の分析・評価を実施している。その結果、保全重要度と生態系の完全性が高いエリアとして、軽井沢エリア、伊豆・箱根エリア、沿線埼玉エリアの3エリアを優先地域と定めている。3エリアともに、自然環境を保全しつつ、それらを活かした整備を行うことで、自然に触れあえる場所を提供し、地域の価値を向上させていくことを今後の取り組みとしている。

生物多様性の保全に係る戦略として、西武グループでは、昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）の2050年ビジョン「自然と共生する世界」の達成に向け、2024年3月に「西武グループ ネイチャーポジティブ宣言」を策定している。すべての事業活動が生態系に依存し影響を与えているという認識のもと、ネガティブな影響を回避・最小限に抑え、ポジティブな影響を最大限広げられるよう以下の施策に取り組むこととしている。

1. 保有アセットのOECM登録等や森林認証を通じて生態系の保全に努めます
2. 事業活動と生物多様性への依存度・影響評価等をおこない、生物多様性の保全・回復活動を推進します
3. 周辺自治体や地域等と連携して自然と触れ合う機会を提供します
4. 生物多様性に配慮した消費活動を進めるため、食品ロス低減等資源の適切な使用に努めます

そのほか、西武グループは「生物多様性のための30by30アライアンス」に参画し、生物多様性の保全や自然資本の維持に向けた取り組みとして、社有林・里山の保全、傷ついた野生生物の救護、不動産施設周辺の自然環境整備などを行っている。

資金使途8：生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理（「西武の森」の環境保全地区化）

資金使途8は、「西武の森」の環境保全地区化に係る資金である。森林は地球温暖化の防止、自然環境の保全、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材供給などの多面的機能を有しているため、森林を保全することにより環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

西武ホールディングスは、「西武の森」の環境保全地区化（植林、間伐、林道の整備等）を資金使途としている。森林は地球温暖化の防止、自然環境の保全、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材供給などの多面的機能を有しており、森林保全に係る取り組みは環境改善効果が高い。

西武グループは、2030年までに全国に所有する事業地を含む約1億㎡におよぶ社有地のうち、30%となる約3,000万㎡（社有林約5,000万㎡の60%）を環境保全推進地区⁴⁵とする目標を掲げている。西武グループでは、当該地区を「西武の森」と冠して、環境保全活動を展開している。環境保全活動は、全国各地の大規模森林原野を中心に、遊休地、事業地を問わず、地域住民や自治体、関係行政機関、企業、学校、有識者等と連携し、自然環境保全や森林整備等を実施している。

1. 活動地区について

■環境保全推進地区（全国18地区の西武の森）

- (1) 北海道 標津・鶴居・深川・真駒内・森町
- (2) 宮城県 栗駒高原
- (3) 新潟県 小千谷
- (4) 群馬県 長野原
- (5) 埼玉県 飯能・芦ヶ久保
- (6) 神奈川県 葉山・箱根・湯河原
- (7) 滋賀県 愛荘・永源寺・マキノ白谷
- (8) 九州 南郷・鹿屋

※他一部事業地を含む

合計面積 3,452万㎡

（社有地 約1億㎡の30%）



図 17：西武の森 活動地区⁴⁶

環境保全活動の具体的な例として、西武不動産は2007年に閉鎖した真駒内スキー場の跡地で森林再生に取り組んでいる。グレンデ部分は自然の森に戻っておらず、全国で多く発生している豪雨災害防止の観点からも、森に戻す活動が重要であるとの考えのもと、札幌市と協議を開始した。グレンデ部分19万㎡は、森林再生の専門家の協力を得て植林活動を行い、多様性の森として復活を目指している。

また、環境省が推進する「自然共生サイト⁴⁷」の認定基準を満たすことも目指している。埼玉県の「飯能・西武の森」においては、西武池袋線飯能駅から徒歩約20分に位置し、飯能市街地に近接する場所にありながら、針葉樹林（スギ・ヒノキ）と広葉樹林（クヌギ・コナラ）などの豊かな自然に恵まれた森で、都市近郊の里地里山の保全・管理のモデル的な取り組みになり得ること、生物多様性の保全に企業と市民が一体となって取り組む理想的な活動になっていることなどが評価され、認定を獲得している。

森林における社会課題として、山村の過疎化や高齢化による林業労働者の減少により、間伐等による適正な手入れが十分に行われにくい人工林が増加し、森林の多面的機能の低下や災害の発生等が懸念されていることが挙げられる。先述の通り、「西武の森」は西武グループにとって重要な経営資源と位置づけられており、「西武の森」の保全は企業価値の維持・向上と同時に社会課題解決に貢献する取り組みであるとJCRは考える。

⁴⁵ 西武不動産が定義する環境保全推進地区について

- ・自治体、関係行政機関等と環境保全等に関する合意書、協定書等を締結した地区、及び事業地
- ・森林組合、林業会社等と森林施業等に関する業務委託契約等を締結した地区、及び事業地
- ・自然共生サイト等公的機関等による環境認証を取得した地区、及び事業地

⁴⁶ 出典：西武不動産 ニュースリリース

https://www.seiburealestate.co.jp/pdf/news/link/241031_seibunomori_hp.pdf

⁴⁷ 2021年6月に英国コロンウォールで開催されたG7サミットにおいて、2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する目標として「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」が約束された。これに伴って「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECEM）」として国が認定した区域を「自然共生サイト」とし、認定区域は保護地域との重複を除き、「OECEM」として国際データベースに登録される。

以上より、本資金使途は全国各地の森林の多面的機能の発揮に資するものであり、資金使途として適切であると JCR は評価している。

ネイチャープロジェクト要件について

資金使途は、SBN ガイドを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるネイチャーファイナンスとしての要件をすべて満たしている。

要件 1: 評価対象により調達される、又は参照され調達される資金を充当するプロジェクトが、以下のうち1つ以上に貢献するか。

- a) 生物多様性、エコシステム及びエコシステムサービスの回復と保全
- b) 土地と海の利用変化、天然資源の過剰搾取、汚染、侵入種の拡散、気候変動など、生物多様性、エコシステム、及びエコシステムサービスの損失の直接的な推進要因の一つ以上を減らすための経済活動の転換
- c) 経済部門全体での自然に基づくソリューションの統合
- d) 上記(a)から(c)のいずれかのプロジェクトをサポートする政策、ツール、活動の実施

西武ホールディングスが本フレームワークで定めたネイチャープロジェクトは、生物多様性保全等に資する森林整備である。本資金使途は、b)に関する取り組みとして貢献する。

要件 2: 当該プロジェクトは、GBP で指定された 5 つの環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、天然資源保護、生物多様性、汚染の予防と管理）の1つ以上に貢献することができるか。

西武ホールディングスが本フレームワークで定めたネイチャープロジェクトは、GBP で指定された5つの環境目的のうち、以下の通り該当する。また、SBN ガイドに事例として示されたネイチャープロジェクト分類及び GBF 目標についても確認する。

表 10：プロジェクトが対応する GBP・ネイチャープロジェクト分類・GBF 目標

項目	内容
資金使途	「西武の森」の環境保全地区化
環境目的	天然資源保護
グリーンプロジェクト分類	生物天然資源および土地利用に係る環境持続型管理
ネイチャープロジェクト分類	持続可能な林業と農業用地管理と生産事業
GBF 目標	T3：陸と海のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及び OECM により保全（30by30 目標） T11：自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化

要件 3: 発行体等は生物多様性に関する戦略を有しており、当該戦略及び資金使途の対象となるプロジェクトが GBF のターゲットと紐づけられるか。

西武グループは、マテリアリティの1つに生物多様性保全に係るテーマを掲げ、加えて TNFD シナリオ分析により西武の森のような自然環境を保全することが、自然関連のビジネスチャンスを獲得する上で重要であることを示されている。また、「ネイチャーポジティブ宣言」及び「30by30 アライアンス」参画などを掲げ、ネガティブな影響を回避・最小限に抑え、ポジティブな影響を最大限広げられるように取り組んでいる。以上より、西武グループが生物多様性に関する戦略を有していると JCR は評価した。

また、今般対象となるプロジェクトは、上記戦略と整合的であり、GBF に定める「T3: 陸と海のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及び OECM により保全 (30by30 目標)」に紐づけられると考える。

要件 4: 本プロジェクトに係るレポートにおいて、少なくとも 1 つ以上の生物多様性に係る定量的指標が含まれているか。

資金使途はレポートにおいて、「西武の森」の環境保全地区化率（「西武の森」の環境保全地区化面積）を開示予定であり、定量的指標が含まれている。

以上より、資金使途 8 はネイチャー性を有していると JCR は評価している。

(2) 資金使途の社会的便益について

資金使途9：手ごろな価格の基本的インフラ設備（バリアフリー化、ホームドア整備）

資金使途9は、鉄道関連インフラのバリアフリー化、ホームドア整備資金である。障がい者・高齢者を含む全ての鉄道サービス利用者の移動の円滑化及び安全性が向上するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャル事業区分のうち、「障がい者、高齢者を含む全ての鉄道サービス利用者」を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

西武ホールディングスは、鉄道関連インフラのバリアフリー化、ホームドア整備資金を資金使途としている。

西武鉄道は、事業の根幹に「安全・安心なサービスの追求」を掲げ、利用者がより安心して鉄道を利用できる環境づくりを重要な経営課題として位置付けている。その一環として、バリアフリー設備の整備・充実や駅ホームへの防護設備の導入を計画的に進めている。

公共交通機関の旅客施設及び車両等の利用にあたっては、すべての人々が円滑に移動できることを確保する必要がある。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）では、高齢者や身体障がい者のみならず、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど全ての障がい者に対して、以下の施策を実行することが求められている。

- A) 公共交通機関（旅客施設・車両等）、道路、路外駐車場、都市公園、建築物を新設等する場合においては、一定のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）に適合させなければならないこと
- B) 市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の移動等円滑化を重点的かつ一体的に推進すること

同法に基づいて、公共交通事業者は、旅客施設や車両等を新たに整備・導入等する際に義務として遵守すべき基準である移動等円滑化基準（「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」）に則り、バリアフリーな移動を可能とする旅客施設・車両等の整備を行う必要がある。

また、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（バリアフリー整備ガイドライン）では、特に以下の3つの移動可能な環境を、図17で示した多様な利用者に対して整備することが推奨されている。

- A) バリアのないルートの確保：可能な限り最短距離で、高低差が少なく、見通しがききわかりやすいルートと空間を連続的に確保すること。
- B) わかりやすいルートの確保：空間構成、様々な表示サイン、音サイン、人的対応などを有効に組み合わせ、誘導を適切に行うこと。
- C) 安全で使いやすい施設・設備：必要な施設・設備（乗車券等販売所、待合所、案内所、トイレ等）をアクセスしやすく、安全で使いやすく整備すること。

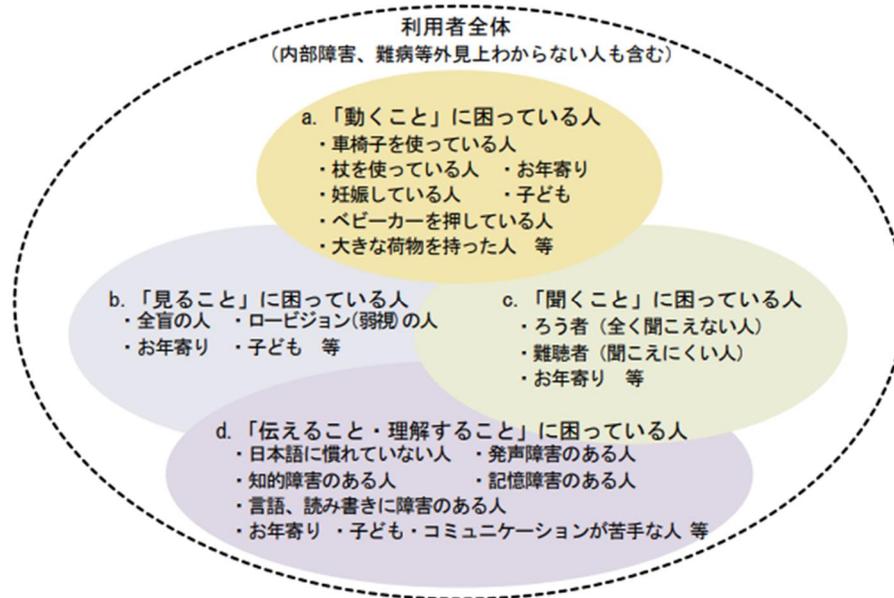


図 18：多様な利用者を移動の際に発生しうるニーズに基づいて整理したイメージ図⁴⁸

西武ホールディングスは、バリアフリーガイドラインに基づき、バリアフリースイレ、エレベーター、ワイド型改札機、点字触知図版、点字手すりプレート、点字運賃表、ホームドアなどの整備を行う。

以上より、本資金使途はガイドラインで想定される多様な鉄道利用者全体に対して、等しく交通アクセスを可能にする施策であり、社会的便益をもたらすものであると JCR は評価している。

資金使途 10：手ごろな価格の基本的インフラ設備（建造物の耐震補強工事）

資金使途 10 は、鉄道関連インフラの耐震補強工事資金である。地震時における鉄道利用者の安全確保等が図られるため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャル事業区分のうち、「自然災害の罹災者、沿線住民を含む全ての鉄道サービス利用者」を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

西武ホールディングスは、駅舎・高架橋の耐震補強を資金使途としている。

国は、2023 年 3 月に改正した特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令等に基づき、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時における鉄道利用者の安全確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進するとともに、地下鉄のトンネル等の耐震対策を推進している。

西武鉄道は、事業の根幹に「安全・安心なサービスの追求」を掲げ、鉄道インフラの耐震性確保を重要な安全対策として位置付けている。耐震補強に関する省令等の改正が行われたことを受け、対象となる高架橋の柱に対し、2024 年度より補強工事に着手している。2025 年度は 44 本の補強工事を実施し、2027 年度末までに補強を完了する予定となっている。西武鉄道は、東京都 23 区西部から埼

⁴⁸ 出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001964852.pdf>

玉県西部にかけて、「武蔵野台地」を中心とする堅固な地盤の上で鉄道事業を展開しており、武蔵野台地は地震が発生しても揺れにくい、液状化しにくいといった特徴があるが、耐震補強工事を進めることで利用者に更に安心・安全な鉄道サービスを届けることを目指している。

また、西武鉄道は、災害時にも利用者や沿線地域の安心・安全を確保することを目的として、「駅まちレジリエンス」をテーマに発災時対応力の強化施策を展開している。具体的な取り組みとしては、備蓄品の拡充や緊急時に駅周辺の情報を提供する地図の作成・掲示といった帰宅困難者へのサービス強化などが挙げられ、災害時でも「駅に行けば安心」と感じてもらえる環境の整備を目指している。現在は、小竹向原を除く全駅（91 駅）にて帰宅困難者対応として駅内で待機できるスペースの提供と防災用備蓄品等を準備している。駅舎を帰宅困難者の一時受け入れ拠点として機能させるためには、建物自体の構造安全性が前提となるため、本資金使途は重要であると JCR は評価している。

以上より、本資金使途は地震時における鉄道利用者の安全確保等が図られるため、社会的便益をもたらすものであると JCR は評価している。

資金使途 11：手ごろな価格の基本的インフラ設備（連続立体交差事業）

資金使途 11 は、連続立体交差事業の負担金である。踏切事故防止により、鉄道利用者の安全確保等が図られるため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャル事業区分のうち、「障がい者、高齢者、子どもを含む通行者、全ての鉄道サービス利用者」を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

西武ホールディングスは、連続立体交差事業の負担金を資金使途としている。

鉄道は、人や物を大量・高速に、かつ、定時に輸送することができ、国民生活に欠かすことができない交通手段である。鉄道輸送においては、ひとたび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者が生じるおそれがあることから、万全の安全管理体制の構築を目指して、利用者等の事故を防止する必要性は高い。

鉄道事故の代表例の一つである踏切事故⁴⁹は、2015 年の「高齢者等による踏切事故防止対策検討会」取りまとめを踏まえた踏切保安設備の整備等により、図 19 のとおり、2004（平成 16）年に 372 件であったものが、2014（平成 26 年）には 254 件、2024（令和 6）年には 218 件となっており、長期的には減少傾向にあるものの、未だに年間 200 件を超える踏切事故があり、死者数は年間 100 人前後に上る。

⁴⁹ 列車事故のうち、踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故及び踏切障害事故をいう。（出典：内閣府）

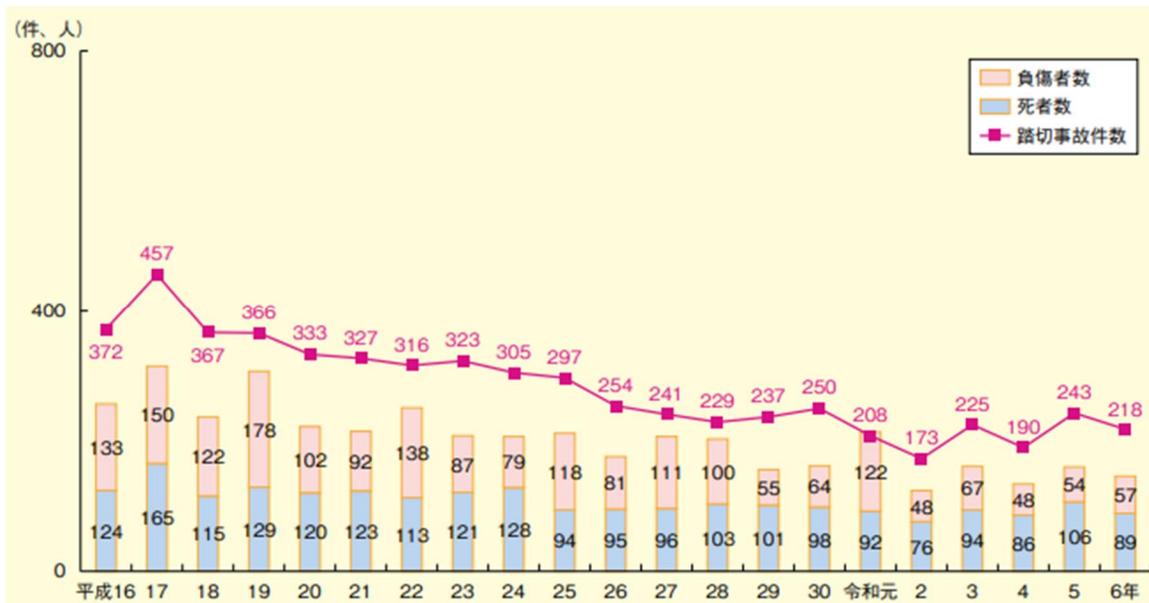


図 19：踏切事故の件数と死傷者数の推移⁵⁰

連続立体交差事業とは、「市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業」⁵¹を指す。連続立体交差事業の一般的な効果としては、主に以下の4点が挙げられる⁵²。

- 数多くの踏切が同時に除却されるため、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故を解消することができる
- 鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ることができ、本事業に併せて市街地再開発事業や土地区画整理事業を実施することで、総合的なまちづくりによる都市の再生、活性化に強いインパクトを与えることができる
- 新たに生み出される高架下等の空間を周辺の土地利用計画に合わせて、自転車駐輪場や公園等の多目的な形で利用できる
- 鉄道輸送の安全性の向上、踏切経費の節減、輸送力の増強等に寄与する

JCRは、連続立体交差事業について、踏切道を渡りきれない・遮断かんに阻まれて踏切道から出ることができない高齢者等の事故⁵³を解消することができるため、ソーシャル性を有する事業であると評価している。

西武鉄道が関連する連続立体交差事業について、現在、新宿線中井～野野間、井荻～西武柳沢間、東村山駅付近のプロジェクトが進行している。東村山駅付近については、西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線の東村山駅付近の約4.5kmについて鉄道を高架化することにより、5箇所の踏切を除却する。踏切の除却により、踏切を横断することなく通学できるようになるため通学路の安全が確保され、加えて都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図っている。

⁵⁰ 出典：内閣府「令和7年版交通安全白書」 https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r07kou_haku/pdf/zenbun/1-2.pdf

⁵¹ 出典：東京都「連続立体交差事業の概要」
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kensetsu/renritsu/portal/about/gaiyo>

⁵² 安部誠治（2018）「鉄道の役割と安全確保の課題」、*みんなつ夏号*
https://www.mintetsu.or.jp/association/mintetsu/pdf/66_p04_07.pdf

⁵³ 高齢者等による踏切事故防止対策検討会「高齢者等の踏切事故防止対策について」2015年10月
<https://www.mlit.go.jp/common/001105649.pdf>

以上より、本資金使途は通行者の踏切事故防止が図られるため、社会的便益をもたらすものであるとJCRは評価している。

資金使途 12：手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災対策を施した設備の導入）

資金使途 12 は、帰宅困難者を受け入れるための防災対策を施した設備の導入資金である。災害発生時に一時的な避難先として機能するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャル事業区分のうち、「自然災害の罹災者、全ての施設利用者」を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

西武ホールディングスは、災害発生時における帰宅困難者の一時待機・受け入れ施設として機能するための整備を資金使途としている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、結果として、首都圏において約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

今後の想定として、首都直下地震等の大規模地震発生時には、1都4県（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県）で最大約840万人の帰宅困難者が発生し、そのうち約250万人が高齢者や障がい者等の要配慮者であると推計⁵⁴されており、帰宅困難者対策の必要性が高まっている。その対策の一つとして、一時待機場所⁵⁵・一時滞在施設⁵⁶の確保が重要になる。

大規模地震時には、救命・救助、消火、緊急輸送を円滑に行うため、緊急車両の通行確保が不可欠である。しかし、公共交通機関が止まると自家用車での送迎・帰宅が増え、道路混雑により応急活動が妨げられるおそれがある。また、多くの帰宅困難者が徒歩で一斉に移動すると、緊急車両の通行障害や二次災害の危険が高まる。この混乱を避け、帰宅困難者自身の安全を守るため、一時待機場所・一時滞在施設等で待機させることが重要となる。したがって、地震発生時には「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底するため、一時待機場所・一時滞在施設の確保・機能整備（非常用電源、通信環境、物資の備蓄）等の取り組みが求められる。

西武鉄道では「災害に強い沿線」を目指し、災害が起こった場合でも安心して過ごせる環境づくりや二次災害の対策により災害時に駅で地域住民や帰宅困難者等に対して、「安全・安心・快適」を提供していくことを目指し、「駅におけるレジリエンス（耐久力）向上」をキーワードにした取り組みを行っている。その一環として、所沢市と西武鉄道が連携して、「大規模震災発生時のサービス提供訓練」を行っている。同訓練では、駅から一時滞在施設である西武第二ビルまでの誘導等を実施した。

⁵⁴ 出典：中央防災会議 防災対策実行会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ
首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/pdf/r7houkoku3.pdf

⁵⁵ 大地震等の災害時において鉄道や交通機関等が停止した場合に、帰宅が困難となった方々が一時滞在施設が開設されるまで一時的に待機する場所

⁵⁶ 大地震等の災害時に、鉄道や交通機関の停止により帰宅が困難となった方々を一時的に受け入れる施設

一時待機場所に関しては、西武不動産と住友商事株式会社が共同で開発した広域集客型商業施設「エミテラス所沢」が所沢市の一時待機場所として指定されている。

以上より、本資金使途は地域防災力向上に資するため、社会的便益をもたらすものであると JCR は評価している。

資金使途 13：必要不可欠なサービスへのアクセス（子育て支援につながる施設の導入）

資金使途 13 は、子育て支援につながる施設の導入資金である。子育て世代が安心して外出できる環境の実現に貢献するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャル事業区分のうち、「子育て世代の施設利用者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

西武ホールディングスは、子育て支援につながる施設（授乳室、ゆったりトイレ、DX・AI システム等）の導入を資金使途としている。

日本は少子高齢化・人口減少という社会課題に直面している。急激な人口減少を抑制するためには、子どもの出生率の低下に歯止めをかけ、反転させることが重要である。子どもを持つかどうかは個人や家族の意思決定に基づくべきことを前提にしつつも、若者・子育て世代が、結婚や出産、子育てに対する安心感を抱けるような環境を整備することが必要とされている。

国土交通省では、子育て世代が安心して外出先での授乳や搾乳、トイレの利用ができる環境の整備を進めるため、アンケート調査⁵⁷を行っている。調査の結果として、外出先での授乳・搾乳については、授乳室の未設置が困りごとで最も多く、授乳・搾乳が可能な場所の設置を希望する施設として、鉄道駅やショッピングモール等の大型商業施設を求める回答が多かった。子連れのトイレ利用に関しては、ベビーカーごと入れる広い個室がほしいという回答が最も多かった。また、回答者の約 98% が、授乳室や子連れのためのトイレがあることは施設を優先的に利用することにつながると考えており、施設のホームページに授乳室やトイレの有無・具体的な設備・利用状況等に関する情報提供を求めている。西武ホールディングスが対象とした資金使途は、これらの困りごとを解消するために必要な施設である。

エミテラス所沢では、授乳室やレンタルベビーカートの貸出をはじめ、多機能トイレとは別に利用者や性別を問わない「ゆったりトイレ」が設置されている。「ゆったりトイレ」は、利用者や性別を限定しない広めの個室完結型トイレで、ベビーカーを連れのまま入れる十分なスペースを確保し、異性の子ども連れや介助が必要な場合でも安心して利用できる設計となっている。多目的トイレと機能を分散することで、利用者の選択肢を広げ、混雑緩和にも配慮している。また、DX・AI を活用し、館内レンタルベビーカートの貸し出し状況やトイレ、授乳室利用状況を可視化し情報提供を行い、子連れの利用者の利便性向上を図っている。

以上より、本資金使途は子育て世代が安心して外出できる環境の実現に貢献するため、社会的便益をもたらすものであると JCR は評価している。

⁵⁷ 国土交通省 子育て世代の外出先での授乳室・トイレ利用等に関するアンケート調査結果報告書
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001913201.pdf>

2. 環境・社会に対する負の影響について

西武ホールディングスは、資金使途の対象として想定しているプロジェクトのネガティブな影響を認識しており、事業実施に際して発生し得る環境・社会面に与える影響を検証している。西武ホールディングスによる検証の結果、環境・社会面に与え得るネガティブな影響が少ないと判断されるものが、資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

表 11：適格クライテリアごとに想定されるリスク及びその対応策⁵⁸

適格クライテリア	想定されるリスク	リスクへの対応策
鉄道車両の省エネ化に係る投資	<ul style="list-style-type: none"> 既存車両の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> 資源の再利用に係る取り組み（例：西武グループ内（近江鉄道・伊豆箱根鉄道）をはじめ、地方鉄道へ車両譲渡） 法令に基づく廃棄
EV/燃料電池バスの導入に係る投資	<ul style="list-style-type: none"> 既存車両の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> 資源の再利用に係る取り組み（例：他社への車両譲渡） 法令に基づく廃棄
鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資	<ul style="list-style-type: none"> 工事における騒音・振動 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づいた工事の実行
鉄道関連インフラの自然災害対策に係る投資	<ul style="list-style-type: none"> 工事における騒音・振動 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づいた工事の実行
再生可能エネルギーによる電力調達	<ul style="list-style-type: none"> 開発による環境破壊 自然災害の発生による設備の破損 周辺住民の反対 工事における騒音・振動 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> 開発に係る法・規制の順守 事業計画策定ガイドラインの順守 自然災害発生の蓋然性に関する専門家によるレポートの取得及び必要な手当ての実行 （必要に応じ）周辺住民への説明 法令に基づいた工事の実行
再生可能エネルギー熱利用の導入・整備	<ul style="list-style-type: none"> 開発による環境破壊 （地下水を汲み上げる場合）地盤沈下の恐れ 自然災害の発生による設備の破損 周辺住民の反対 工事における騒音・振動 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> 開発に係る法・規制の順守 新規掘削の場合、周辺地域への影響調査 自然災害発生の蓋然性に関する専門家によるレポートの取得及び必要な手当ての実行 （必要に応じ）周辺住民への説明 法令に基づいた工事の実行
環境認証を取得済、もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新	<ul style="list-style-type: none"> 工事における騒音・振動 工事における労務面での問題 （取得の場合）物件の瑕疵 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づいた工事の実行 （物件取得の場合）物件に関するデューデリジェンスの実施 （必要な場合）周辺住民への説明

⁵⁸ 西武ホールディングスへのヒアリングより JCR 作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・（対象となる建物の建設・存在の）周辺住民による反対 	
「西武の森」の環境保全地区化に係る諸投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備による、森林以外の環境負荷増加（例：生態系への悪影響） ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備における環境・社会面の負荷の確認、環境保全条例等の遵守 ・ 法令に基づいた工事の実行
バリアフリー化、ホームドア整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づいた工事の実行
構造物の耐震補強工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づいた工事の実行
連続立体交差事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 ・（対象となる建物の建設・存在の）周辺住民による反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づいた工事の実行 ・ 事業主体と連携した周辺住民への説明
防災対策を施した設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づいた工事の実行
子育て支援につながる施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における騒音・振動 ・ 工事における労務面での問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づいた工事の実行

以上より、JCRは、資金使途の対象となるプロジェクトの環境及び社会に対する負の影響について適切に配慮されていることを確認するとともに、プロジェクトごとに適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

3. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



目標 15：陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

西武グループの経営理念であるグループビジョンは、「でかける人を、ほほえむ人へ。」をスローガンに掲げ、地域・社会の発展、環境の保全に貢献し、安全で快適なサービスを提供することで、顧客の“行動”と“感動”を創り出すことを目指している。こうした顧客の“行動”を生み出し、その先にある“感動”の提供を通じて企業価値を創出し、持続可能な社会の実現と、不動産事業やホテル・レジャー事業、都市交通・沿線事業及びその他の事業の持続的な成長を図ろうとしている。

西武グループは、持続可能な社会の実現と同社グループの持続的かつ力強い成長を目指すための取り組みを「サステナビリティアクション」と呼び、長期目線での経済性・成長性と社会性の両立を目指すため、社会課題や同社グループにとってのリスク・機会を踏まえて6つのマテリアリティ（図2参照）を設定している。

本フレームワークに基づき実行されるサステナビリティファイナンス等の資金使途の対象は、6つのマテリアリティのうち、「脱炭素・資源有効活用」、「住みたいまち・訪れたいまちづくり」、「安全・安心なサービス提供」に特に貢献するものであると考えられる。以上より、JCRでは、本フレームワークに基づくサステナビリティファイナンス等の実行は西武ホールディングスの目標と整合的であると評価している。

2. 選定基準

JCRは、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ1で確認した通り、高い環境改善効果及び/又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

3.2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づいて調達した資金が充当される適格プロジェクトは、財務部が西武グループのサステナビリティアクション統括部署である経営戦略部と協議の上、対象候補を特定し、財務部担当執行役員が最終承認を行います。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

サステナビリティファイナンスの資金使途の対象となるプロジェクトの選定については、資金調達の担当部署である西武ホールディングスの財務部とサステナビリティ関連の取り組み全般を担当する経営戦略部が協議の上、適格プロジェクトを特定し、財務部担当執行役員が最終承認を行う。

以上より、JCR は本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、同社におけるサステナビリティ専門部署及び経営陣が適切に関与していると評価している。

なお、西武ホールディングスのサステナビリティファイナンス等に関する目標、選定基準及びプロセスについては、本評価レポート及び西武ホールディングスのウェブサイト等にて開示される予定である。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実に適格プロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、西武ホールディングスの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、ウェブサイトにて本フレームワークを開示する予定であることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

3.3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づき調達した資金と資産の紐付け、調達資金の充当状況は、当社の内部管理ファイルを用いて、財務部にて年次で管理します。なお、事業会社が主体となる適格プロジェクトについては、当社からプロジェクトを実施する事業会社に貸付を行います。

調達資金が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理します。また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価および選定プロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

西武ホールディングスは、サステナビリティファイナンス等により調達した資金を、速やかに適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。

調達資金の追跡管理について、西武ホールディングスの財務部が内部管理ファイルを用いて紐づけられた対象プロジェクトの支払い状況を把握し、資金の充当状況を管理する。資金の充当状況は、西武ホールディングスの財務部担当執行役員に定期的に報告される体制となっている。また、事業会社に貸付を行う場合は、事業会社の財務担当者が会計システムを基にプロジェクトに係る支払金額・時期を管理し、自社の財務部長の承認を得て西武ホールディングスに借入申請を行う。事業会社と西武ホールディングスは、相互に充当状況管理表を作成・保持し、借入（貸付）に際して都度内容を更新し、財務部長の承認を得る体制となっている。

なお、個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は西武ホールディングスにおいて現金または現金同等物にて管理されることとなっている。また、サステナビリティファイナンス等による資金調達に関する書類は、永年保存される。

調達資金については、内部監査の対象となるとともに、監査法人による会計監査の対象となるため、適切な統制が図られる。

以上より、西武ホールディングスによる資金管理は適切であると JCR では評価している。

なお、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、仮に資金充当をしたプロジェクトが中止または延期となった場合、他の適格プロジェクトに再充当することを西武ホールディングスのウェブサイトにて開示する予定であることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、西武ホールディングスのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

3.4. レポーティング

当社は、資金充当状況レポーティング及びインパクト・レポーティングを、守秘義務の観点も考慮した上で可能な限り当社ウェブサイトにて年次で開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

3.4.1. 資金充当状況レポーティング

当社は、サステナビリティ・ファイナンスの調達から償還/返済されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- 適格クライテリア毎の充当金額
- 未充当金の金額

3.4.2. インパクト・レポーティング

当社は、サステナビリティ・ファイナンスの調達から償還/返済されるまでの間、以下の項目について守秘義務の観点も考慮した上で適格クライテリア単位での開示を予定していますが、プロジェクトによっては可能な範囲で個別に開示します。

<グリーン適格プロジェクト>

グリーンプロジェクト分類	適格クライテリア	レポーティング項目例
クリーン輸送	● 鉄道車両の省エネ化に係る投資	● 導入車両の概要 ● CO ₂ 排出削減量
	● EV/燃料電池バス	● 導入車両の概要 ● CO ₂ 排出削減量

	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資 <ul style="list-style-type: none"> - 駅舎、線路、踏切、変電所、車内防犯カメラ等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要
気候変動適応	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道関連インフラの自然災害対策に係る投資 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーによる電力調達 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光、中小水力、地熱、バイオマス発電の導入・活用 - 再生可能エネルギー由来の電力購入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入設備の概要 ● CO₂排出削減量 ● 年間発電量 (kWh)
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー熱利用の導入・整備 <ul style="list-style-type: none"> - 地中熱利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 ● 消費電力削減量または率 ● 地中熱の活用量
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境認証を取得済、もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新 ※ 対象となる環境認証については、「3.1. 調達資金の使途」を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得する物件の概要 ● 環境認証の取得状況 ● CO₂排出削減量

<ネイチャー適格プロジェクト>

ネイチャープロジェクト分類	適格クライテリア	レポート項目例
自然資源・土地利用の持続可能な管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「西武の森」の環境保全地区化に係る諸投資 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備した環境保全地区の概要 ● 社有地の環境保全地区化率 ● 以下の締結に関する概要 <ul style="list-style-type: none"> - 自治体、関係行政機関等との環境保全等に関する合意書、協定書等の締結 - 森林組合、林業会社等との森林施業等に関する業務委託契約等の締結 ● 取得環境認証の概要

<ソーシャル適格プロジェクト>

適格クライテリア	アウトプット	アウトカム	インパクト
バリアフリー化、ホームドア整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備箇所・件数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全安心なインフラ構築
建造物の耐震補強工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備箇所・件数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全安心なインフラ構築
連続立体交差事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 除去した踏切数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全安心なインフラ構築
防災対策を施した設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰宅困難者の想定受入可能人数、備蓄品の想定利用可能人数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災力強化の推進
子育て支援につながる施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備概要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てしやすい環境の構築

【本フレームワークに対する JCR の評価】

サステナビリティファイナンス等による調達資金の用途について、投資家への IR 資料や起債運営における投資家からの質問への回答、ウェブサイト上での開示等を通して事前説明を行う予定である。ローンの場合は契約書等を通じて貸付人に対して事前説明を行う予定である。

資金の充当状況に係るレポーティング

西武ホールディングスは、サステナビリティファイナンス等により調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を、年次でウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、速やかにウェブサイト上で開示することを予定している。

環境改善効果・社会的便益に係るレポーティング

西武ホールディングスは、グリーン/ネイチャー適格事業の環境改善効果に関するレポーティング、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次で守秘義務の範囲内においてウェブサイト上で開示する予定である。これらの開示項目には、消費エネルギー削減量・CO₂排出削減量といった定量的指標が含まれており、適切な開示の対象が特定されている。

なお、2019 年度及び 2021 年度に発行したグリーンボンドについては、資金充当状況レポーティング及びインパクト・レポーティングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

以上より、JCR では、西武ホールディングスによるレポーティング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、西武ホールディングスの経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題を扱う会議体を有し、かつ社内の専門部署及び社外の専門機関の知見も適切に取り入れながらサステナビリティ全般に係る取り組みを行っている点を評価している。

前述の通り、西武グループは、経営理念であるグループビジョンにおいて、「でかける人を、ほほえむ人へ。」をスローガンに掲げ、顧客に「感動」を届けるために持続可能な社会に向けた取り組みを進めることとしている。この持続可能な社会に向けた取り組みを「サステナビリティアクション」と呼び、グループ全社において持続的な成長を遂げるため取り組んでいる。マテリアリティは、社会課題や事業環境（リスク・機会）を踏まえて設定しており、KPIを立ててサステナビリティアクションを推進している。

さらに、西武グループは「長期戦略 2035」において、2035年度のありたい姿として「Resilience & Sustainability - 安全・安心とともに、かけがえのない空間と時間を創造する -」を掲げている。本戦略は、単なる財務目標の達成にとどまらず、社会的価値と企業価値の両立を目指す長期ビジョンである。

この「Resilience」は、鉄道事業をはじめとする社会インフラの安全性向上や災害対応力強化、リスク管理体制の高度化などを通じて実現されるものであり、マテリアリティにおける「安全・安心なサービス提供」と密接に連動している。

また「Sustainability」は、CO₂削減目標の設定、再生可能エネルギー導入、廃棄物削減といった環境施策のみならず、沿線・観光地域におけるまちづくりや地域共創などを通じて実現されるものである。特に、不動産事業を核とした成長戦略やホテル・レジャー事業の拡大は、持続可能な都市・観光地の魅力向上、そして沿線価値の向上にもつながる。これらは、マテリアリティにおける「脱炭素・資源有効活用」、「住みたいまち・訪れたいまちづくり」と密接に連動している。

西武ホールディングスは、サステナビリティアクションを推進するため、CEOを委員長・議長とするサステナビリティ委員会において、その方向性の決定や進捗状況のモニタリングを行っている。サステナビリティ委員会での決定は、その下に設置されたサステナビリティアクション推進者会議でグループ各社に共有される体制となっている。これらの内容は取締役会にも随時報告が行われるため、経営陣の適切なコミットの下で取り組みが進められると考えられる。また、西武ホールディングス取

締役の役員報酬制度に、ESG 指標・非財務 KPI として CO₂ 排出量削減に関する項目を定めており、脱炭素戦略の実効性を高めている。加えて、再生可能エネルギー、廃棄物削減、人的資本等、サステナビリティに関する各テーマに応じて、適宜、環境・社会に関する外部の専門機関の知見を活用している。

以上より JCR では、西武ホールディングスの経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題を扱う会議体を有し、かつ社内の専門部署及び社外の専門機関の知見も適切に取り入れながらサステナビリティ全般に係る取り組みを行っている点を評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果

SU 1(F)/Nature 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」及び「SBN ガイド」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ネイチャー性評価	n1(F)	Nature 1(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n2(F)	Nature 2(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n3(F)	Nature 3(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外
	n4(F)	Nature 4(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外
	n5(F)	Nature 5(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

第 4 章：本第三者意見及び評価の結論

以上の考察から、JCR は本第三者意見の提供対象である本フレームワークは「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たし、これらの原則等に適合していることを確認した。

また、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本評価及び第三者意見書に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価は、ネイチャーファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するネイチャープロジェクトに充当される程度ならびに当該ネイチャーファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価及び JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

また、日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、International Capital Market Association（ICMA）が策定したサステナビリティ・リンク・ボンド原則、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ボンド／ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は資金調達者又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」又は「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

4. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価及び JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為及び JCR 第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

5. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

6. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス（ネイチャーファイナンスを含む）及びサステナビリティ・リンク・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価、JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価及び第三者意見のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

- ・JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。
- ・JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価：ネイチャーファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するネイチャープロジェクトに充当される程度ならびに当該ネイチャーファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Nature 1(F)、Nature 2(F)、Nature 3(F)、Nature 4(F)、Nature 5(F) の評価記号を用いて表示されます。
- ・第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークについて、ICMA、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ボンド原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル